資　料　編

目　　次

１．防災組織関連 1
①　本庄市防災会議条例 1
②　本庄市防災会議規則 3
③　本庄市防災会議に関する規程 4
④　本庄市災害対策本部条例 5
⑤　本庄市災害対策本部に関する規程 6
⑥　被害報告判定基準 7
⑦　平成２９年度災害救助基準（救助の方法、程度、期間早見表） 11
⑧　本庄市防災会議委員名簿 14
２．災害危険箇所等の状況 15
①　土砂災害警戒区域等 15
②　重要水防区域一覧表 20
③　本庄市及びその周辺の活断層図 23
④　ため池の状況 24
３．観測施設 25
①　雨量測定場所 25
②　震度計 25
４．ライフライン関係 26
①　水道施設の状況 26
②　本庄市下水道の状況 27
③　本庄市農業集落排水の状況 27
５．市内危険物施設の状況 27
６．公共施設及び関係機関の状況 28
①　し尿ごみ処理施設 28
②　火葬場 28
③　医療機関 28
④　文教施設 30
⑤　保育所（園）等 31
７．災害対策用資機材の状況 32
①　車両 32
②　応急復旧用資機材・備品 32
③　応急給水用資機材・備品 32
④　防疫用資機材・備品 33
８．避難関連 34
①　指定避難所・指定緊急避難場所リスト 34
②　福祉避難所リスト 38
③　洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 39
④　帰宅困難者一時滞在施設 42
９．輸送関連 43
①　ヘリポート指定地 43
②　調達救援物資の集積所 44
10．その他 44
①　自治会の状況 44
②　市内の民間宿泊施設 46
11．生活再建支援 46
①　応急仮設住宅建設候補地 46

12. 相互応援協定等 47
① 協定一覧 47
② 災害時における伊勢崎市、本庄市及び深谷市との相互応援に関する協定書（深谷市・群馬県伊勢崎市） 49
③ 災害時相互応援協定書（群馬県渋川市・加須市） 51
④ 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（県内市町村） 53
⑤ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（本庄上里学校給食組合） . 55
⑥ 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局長） 57
⑦ 災害時における埼玉県立児玉高等学校の使用に関する覚書（埼玉県立児玉高等学校） . 59
⑧ 災害時における埼玉県立児玉白楊高等学校の使用に関する覚書 61
⑨ 災害時における県立学校の使用に関する覚書（埼玉県立本庄特別支援学校） 63
⑩ 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（埼玉県立本庄特別支援学校） . 65
⑪ 災害時における避難所の開設に関する覚書 67
⑫ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（アピタ本庄店） 69
⑬ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（埼玉本庄農業協同組合） . 72
⑭ 災害時における応急医薬品供給等の協力に関する協定書（本庄市児玉郡薬剤師会） ... 75
⑮ アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書（本庄市アマチュア無線クラブ・渋川市アマチュア無線非常通信協議会・加須市アマチュア無線クラブ） 78
⑯ 災害時の医療活動に関する協定書（本庄市児玉郡歯科医師会） 80
⑰ 災害時における民間賃貸住宅への入居の協力に関する協定書（社団法人埼玉県宅地建物取引業協会本庄支部） 82
⑱ 災害時における救援物資提供に関する協定書（三国コカ・コーラボトリング株式会社） 83
⑲ 災害時における救援物資提供と自販機運営に関する覚書（三国コカ・コーラボトリング株式会社・医療法人本庄福島病院） 86
⑳ 水道施設災害応急工事等に関する協定書 88
㉑ 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（埼玉県電気工事工業組合） 90
㉒ 災害応急工事等に関する協定書（社団法人埼玉県建設業協会児玉支部） 94
㉓ 災害時における物資の輸送に関する協定書（社団法人埼玉県トラック協会本庄・児玉郡支部） 96
㉔ 災害時に利用する可搬式発動発電機の賃借に関する覚書（社団法人埼玉県建設業協会児玉支部） 100
㉕ 災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社カインズ） 101
㉖ 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人安誠福祉会　介護老人福祉施設安誠園） 103
㉗ 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人柏樹会） 105
㉘ 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人宥和） 107
㉙ 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人児玉福祉会） .. 109
㉚ 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人武蔵野福祉会） 111
㉛ 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人本庄ひまわり福祉会） 113
㉜ 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人はなわ福祉会） 115
㉝ 地震・風水害・その他の災害時における応急対策業務に関する協定書（一般社団法人埼玉県建設業協会児玉支部） 117
㉞ 災害時における本庄市と東京電力株式会社熊谷支社との電力復旧に関する協定書（東京電力株式会社熊谷支社） 119
㉟ 災害時における飲料水等の優先供給に関する協定（株式会社ナック） 121
㊱ 本庄市被災建築物応急危険度判定活動に関する協定書（埼玉県建築士事務所協会本庄支部） 123
㊲ 本庄市被災建築物応急危険度判定活動に関する協定書（埼玉建築士会児玉支部） 125

㊳　除雪等業務に関する確認書（本庄市管工事業協同組合）..... 127
㊴　特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株式会社）..... 128
㊵　災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人本庄市児玉郡医師会）..... 131
㊶　災害時における家屋被害認定調査に関する協定書（埼玉土地家屋調査士会）..... 134
㊷　災害時における本庄市と本庄市内郵便局の協力に関する協定書（本庄市内郵便局）.. 136
㊸　地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書（東日本旅客鉄道株式会社高崎支社本庄駅）..... 138
㊹　地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書（東日本旅客鉄道株式会社高崎支社本庄早稲田駅）..... 140
㊺　地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書（東日本旅客鉄道株式会社高崎支社児玉駅）..... 142
㊻　災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人明正会）..... 144
13. 様式 146
①　被害情報の報告様式 146
②　災害救助被災者調査原票 150
③　救助の特例等申請様式 151
④　緊急通行車両等様式 163
⑤　り災証明書 167

１．防災組織関連

①　本庄市防災会議条例

○本庄市防災会議条例

平成１８年１月１０日
条例第１８８号
改正　平成２４年１０月１日条例第２２号
平成２７年３月３０日条例第１５号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、本庄市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　本庄市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者　２人以内

（２）　埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者　４人以内

（３）　埼玉県警察本部の警察官のうちから市長が任命する者　２人以内

（４）　本庄市議会議長

（５）　市長がその部内の職員のうちから指名する者　１２人以内

（６）　本庄市教育委員会教育長

（７）　児玉郡市広域消防本部消防長、中央消防署長及び本庄市消防団長

（８）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者　１０人以内

（９）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者　２人以内

（１０）　本庄市自治会連合会、埼玉ひびきの農業協同組合その他防災に密接な関係を有する組織から市長が任命する者　５人以内

６　前項第８号、第９号及び第１０号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成１８年１月１０日から施行する。

附　則（平成２４年１０月１日条例第２２号）

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（委員の任期の特例）
２　この条例第１条の規定による改正後の本庄市防災会議条例第３条第５項第９号の規定により最初に任命する委員の任期については、同条第６項の規定にかかわらず、平成２６年３月３１日までとする。

附　則（平成２７年３月３０日条例第１５号）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

②　本庄市防災会議規則

○本庄市防災会議規則

平成２９年９月１３日
規則第３８号

（趣旨）

第１条　本庄市防災会議条例（平成１８年本庄市条例第１８８号）第５条の規定に基づき、本庄市防災会議（以下「防災会議」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　防災会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

３　防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（会議の公開の可否等）

第３条　会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の３分の２以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（会議の開催の事前公表）

第４条　防災会議は、会議が開催される日の７日前までに、次に掲げる事項を記載した会議の開催予定を市のホームページにより公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

（１）　開催日時

（２）　開催場所

（３）　議題

（４）　傍聴人の定員及び傍聴の手続

（５）　その他周知が必要な事項

（会議の傍聴等）

第５条　会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該傍聴を認めることにより行う。

２　防災会議は、会議を傍聴する者に会議資料を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量である等提供することが困難であるときは、当該会議資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行う場所に据え置き、閲覧に供することにより提供に代えることができる。

（会議録等の公表）

第６条　防災会議は、会議録を作成し、会議資料とともに議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページにより公表するものとする。

（関係者の出席等）

第７条　防災会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　防災会議の庶務は、市民生活部危機管理課において処理する。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、防災会議が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

③　本庄市防災会議に関する規程

○本庄市防災会議に関する規程

平成１８年１月１０日
訓令第５５号
改正　平成１９年３月２９日　訓令第２号
平成２２年４月１日　訓令第６号
平成２５年４月１日　訓令第７号
平成２９年９月１３日訓令第１３号

（趣旨）

第１条　この規程は、本庄市防災会議規則（平成２９年本庄市規則第３８号）第９条の規定に基づき、本庄市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長代理委員）

第２条　本庄市防災会議条例（平成１８年本庄市条例第１８８号）第３条第４項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

（会議の招集）

第３条　会議の招集は、委員に対して招集の日時、場所及び議題を通知して行うものとする。

（欠席又は遅参の届出）

第４条　委員は、事故のため会議に出席できないときは、開会時刻前に会長にその旨を届け出なければならない。

（会長の専決処分）

第５条　防災会議の権限に属する事項で特に指定したものは、会長において専決処分することができる。

２　前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の防災会議に報告しなければならない。

（公表）

第６条　地域防災計画を作成し、又は修正した場合は、公表するものとする。

附　則

この訓令は、平成１８年１月１０日から施行する。

附　則（平成１９年３月２９日訓令第２号）

この訓令は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年４月１日訓令第６号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附　則（平成２５年３月２９日訓令第７号）

この訓令は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年９月１３日訓令第１３号）

この訓令は、公示の日から施行する。

④　本庄市災害対策本部条例

○本庄市災害対策本部条例

平成１８年１月１０日
条例第１８９号
改正　平成２４年１０月１日　条例第２２号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき、本庄市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成１８年１月１０日から施行する。

附　則（平成２４年１０月１日条例第２２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

⑤　本庄市災害対策本部に関する規程

○本庄市災害対策本部に関する規程

平成１８年１月１０日
訓令第５６号
改正　平成１８年３月３０日　訓令第６４号
平成１９年３月２９日　訓令第２号

（趣旨）

第１条　この規程は、本庄市災害対策本部条例（平成１８年本庄市条例第１８９号。以下「条例」という。）第４条の規定に基づき、本庄市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策副本部長）

第２条　災害対策副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

２　災害対策本部長に事故があるときは、あらかじめ災害対策本部長が指定した順序により災害対策副本部長がその職務を代理する。

（本部員会議）

第３条　災害対策本部に災害予防及び災害応急対策の実施について協議するため、本部員会議を置く。

２　本部員会議は、災害対策本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

３　本部員会議は、必要の都度災害対策本部長が招集し、会議の議長は災害対策本部長が当たる。

（部及び班）

第４条　条例第３条第１項の規定に基づき、災害対策本部に部を置き、班をもって組織する。

２　部の名称及び班の事務分掌は、本庄市地域防災計画に定めるところによる。

（班）

第５条　班に班長を置く。

２　班長は、上司の命を受けて班務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（本部付）

第６条　災害対策本部長は、災害対策本部の活動の万全を期するため、必要と認める場合は職員のうちから本部付として委嘱することができる。

（補則）

第７条　この規程に定めるもののほか、非常招集の令達、応招、服装その他災害対策本部の活動に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この訓令は、平成１８年１月１０日から施行する。

附　則（平成１８年３月３０日訓令第６４号）

この訓令は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２９日訓令第２号）

この訓令は、平成１９年４月１日から施行する。

⑥　被害報告判定基準

災害報告取扱要領

昭和 45 年 4 月 10 日
消防防第 246 号消防庁長官
改正 昭和 58 年 12 月 消防総第 833 号
消防災第 279 号
消防救第 58 号
昭和 59 年 10 月 消防災第 267 号
平成 6 年 12 月 消防災第 278 号
平成 8 年 4 月 消防災第 59 号
平成 13 年 6 月 消防災第 101 号
消防情第 91 号

第 1　総則

1　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 22 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

2　災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3　被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4　報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

(1)　災害救助法の適用基準に合致するもの
(2)　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
(3)　災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
(4)　災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
(5)　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5　報告の種類、期日等

(1)　報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間年報	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

(2)　災害中間年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 10 日までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(3)　災害年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第 2　記入要領

第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1　人的被害

(1)　「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

(2)　「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

(3)　「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。

(4)　「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

2　住家被害

(1)　「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(2)　「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

(3)　「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

(4)　「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(5)　「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(6)　「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3　非住家被害

(1)　「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。

これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
(2)　「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
(3)　「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
(4)　非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他
(1)　「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
(2)　「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
(3)　「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
(4)　「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
(5)　「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
(6)　「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
(7)　「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
(8)　「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
(9)　「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
(10)　「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
(11)　「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
(12)　「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
(13)　「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
(14)　「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
(15)　「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
(16)　「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
(17)　「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
(18)　「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
　例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
(19)　「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5　火災発生
火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6　被害金額
(1)　「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
(2)　「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業

用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

(6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7　その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

⑦　平成２９年度災害救助基準（救助の方法、程度、期間早見表）

内閣府　災害救助事務取扱要領（平成 29 年 4 月）より

平成２９年度災害救助基準

平成２９年４月１日現在

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当り 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　１戸当たり 5,516,000円以内 ３　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から２０日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,516,000円以内であればよい。 ３　同一敷地内等に概ね５０戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（５０戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内
		○借上型仮設住宅 １　規模　建設型仮設住宅に準じる ２　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	１　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 ２　供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１人１日当たり 1,130 円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（１食は1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	１　夏季（４月～９月）冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 ２　下記金額の範囲内	災害発生の日から１０日以内	１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること

区　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
	冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
医　　療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から１４日以内	患者等の移送費は、別途計上
助　　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産婦による場合は、慣行料金の100 分の80 以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 １世帯当り 574,000 円以内	災害発生の日から１カ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生児童4,400円 中学生生徒4,700円 高等学校等生徒5,100円	災害発生の日から （教科書） １ヵ月以内 （文房具及び通学用品） １５日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当り 大人（12 歳以上） 210,200 円以内 小人（12 才未満） 168,100 円以内	災害発生の日から１０日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から１０日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄・消毒等） １体当り 3,400 円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当り 5,300 円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から１０日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 135,100 円以内	災害発生の日から１０日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１　被災者の避難に係る支援 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	１　時間外勤務手当 ２　賃金職員等雇上費 ３　旅費 ４　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） ５　使用料及び賃借料 ６　通信運搬費 ７　委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 １　三千万円以下の部分の金額については百分の十 ２　三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 ３　六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 ４　一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 ５　二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 ６　三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 ７　五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

⑧　本庄市防災会議委員名簿

本庄市防災会議委員名簿

委員の別	区分	関係機関	職名
１号委員	指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所八斗島出張所	所長
２号委員	県の機関	埼玉県北部地域振興センター	所長
		埼玉県本庄保健所	所長
		埼玉県本庄農林振興センター	所長
		埼玉県本庄県土整備事務所	所長
３号委員	警察の機関	埼玉県本庄警察署	署長
		埼玉県児玉警察署	署長
４号委員	本庄市議会	本庄市議会	議長
５号委員	市の職員	本庄市	副市長
		〃	企画財政部長
		〃	総務部長
		〃	市民生活部長
		〃	福祉部長
		〃	保健部長
		〃	経済環境部長
		〃	都市整備部長
		〃	上下水道部長
		〃	児玉総合支所長
６号委員	教育委員会	本庄市教育委員会	教育長
７号委員	消防機関	児玉郡市広域消防本部	消防長
		児玉郡市広域消防本部中央消防署	署長
		本庄市消防団	団長
８号委員	指定公共機関 指定地方公共機関	日本郵便株式会社本庄郵便局	局長
		日本郵便株式会社児玉郵便局	局長
		東日本旅客鉄道株式会社本庄早稲田駅	駅長
		東日本旅客鉄道株式会社本庄駅	駅長
		東日本旅客鉄道株式会社児玉駅	駅長
		東日本電信電話株式会社埼玉事業部	事業部長
		東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社	支社長
		本庄ガス株式会社	常務取締役
		埼玉県トラック協会本庄児玉郡支部	支部長
		本庄市児玉郡医師会	会長
９号委員	自主防災組織を構成する者 学識経験者	本庄市赤十字奉仕団	委員長
		本庄市民生委員児童委員協議会	理事
１０号委員	自治会 農協 その他の関係組織	本庄市児玉郡薬剤師会	会長
		本庄市自治会連合会	副会長
		本庄商工会議所	事務局長
		埼玉ひびきの農業協同組合	代表理事組合長

２．災害危険箇所等の状況

①　土砂災害警戒区域等

No.	土砂災害警戒区域等の名称	住所	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類	指定年月日
1	下勝沢	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H18.12.26
2	新屋敷	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H18.12.26
3	間瀬-５	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H18.12.26
4	間瀬-６	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H18.12.26
5	勝沢	児玉町河内	土石流	H18.12.26
6	勝沢左１	児玉町河内	土石流	H18.12.26
7	勝沢左２	児玉町河内	土石流	H18.12.26
8	浅間沢	児玉町元田	土石流	H18.12.26
9	浅間沢右１	児玉町元田	土石流	H18.12.26
10	大平沢	児玉町太駄	土石流	H18.12.26
11	御厨川	児玉町飯倉	土石流	H18.12.26
12	御厨川左１	児玉町飯倉	土石流	H18.12.26
13	女堀川	児玉町宮内	土石流	H18.12.26
14	女堀川右２	児玉町宮内	土石流	H18.12.26
15	女堀川右１	児玉町宮内	土石流	H18.12.26
16	西南－３	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
17	平沢－１	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
18	平沢－２	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
19	横畑－１	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
20	横畑－２	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
21	西南－２	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
22	西南－６	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
23	平沢－１－１	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
24	平沢－１－２	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
25	西南－１	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
26	西南－２	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
27	西南－３	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
28	西南－４	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
29	平沢－２	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
30	阿久戸	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
31	阿久戸－１	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
32	阿久戸－２	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
33	寺平－２－１	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
34	寺平－２－２	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
35	殿谷戸－１	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
36	殿谷戸－２	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
37	殿谷戸－３	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
38	殿谷戸－４	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
39	殿谷戸－６	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
40	寺平	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
41	殿谷戸－１	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
42	殿谷戸－４	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
43	殿谷戸－５	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24
44	殿谷戸－６	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H20.12.24

No.	土砂災害警戒区域等の名称	住所	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類	指定年月日
45	西南沢	児玉町太駄	土石流	H20.12.24
46	横畑川	児玉町太駄	土石流	H20.12.24
47	平沢川下流	児玉町太駄	土石流	H20.12.24
48	平沢川支渓１号	児玉町太駄	土石流	H20.12.24
49	平沢川支渓２号	児玉町太駄	土石流	H20.12.24
50	平沢川支渓３号	児玉町太駄	土石流	H20.12.24
51	平沢川支渓４号	児玉町太駄	土石流	H20.12.24
52	千ヶ谷沢南	児玉町太駄	土石流	H20.12.24
53	千ヶ谷沢	児玉町太駄	土石流	H20.12.24
54	殿谷戸沢１号	児玉町太駄	土石流	H20.12.24
55	殿谷戸沢２号	児玉町太駄	土石流	H20.12.24
56	殿谷戸沢南	児玉町太駄	土石流	H20.12.24
57	殿谷戸沢北	児玉町太駄	土石流	H20.12.24
58	小塚－２	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
59	上稲沢－１	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
60	寺山	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
61	下稲沢－１	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
62	下稲沢－２	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
63	下稲沢－３	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
64	上稲沢	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
65	中稲沢－２	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
66	中稲沢－２	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
67	下谷戸－１	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
68	寺山－１	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
69	寺山－２	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
70	神子沢	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
71	中川原－１	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
72	中川原－２	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
73	木戸－１	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
74	木戸－２	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
75	上元田－３	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
76	上元田－４	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
77	上元田－５	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
78	中元田－１	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
79	中元田－２	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
80	日影－１	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
81	日影－２	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
82	迎	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
83	小塚－１	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
84	小塚－３	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
85	小塚－４	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
86	太駄中－１	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
87	太駄中－２	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
88	沢戸	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
89	中元田－３	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
90	上稲沢－２	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23.3.29

No.	土砂災害警戒区域等の名称	住所	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類	指定年月日
91	上稲沢－３	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
92	大稲沢－１	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
93	大稲沢－２	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
94	大稲沢－３	児玉町稲沢	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
95	大稲沢－４	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
96	下谷戸	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
97	寺山－１	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
98	寺山－２	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
99	神子沢	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
100	藤沢	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
101	日影－１	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
102	小塚－１	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
103	殿谷戸－２	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
104	殿谷戸－３	児玉町太駄	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
105	上元田－２	児玉町元田	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
106	下谷戸－２	児玉町河内	急傾斜地の崩壊	H23.3.29
107	内出沢西	児玉町稲沢	土石流	H23.3.29
108	藤の沢１号	児玉町元田	土石流	H23.3.29
109	浅間沢支渓	児玉町元田	土石流	H23.3.29
110	中元田沢	児玉町元田	土石流	H23.3.29
111	間瀬南沢	児玉町河内	土石流	H23.3.29
112	藤の沢２号	児玉町河内	土石流	H23.3.29
113	下木戸沢	児玉町河内	土石流	H23.3.29
114	中木戸沢	児玉町河内	土石流	H23.3.29
115	上木戸沢	児玉町河内	土石流	H23.3.29
116	神子沢－１	児玉町河内	土石流	H23.3.29
117	神子沢－２	児玉町河内	土石流	H23.3.29
118	八殿谷沢－１	児玉町太駄	土石流	H23.3.29
119	八殿谷沢－２	児玉町太駄	土石流	H23.3.29
120	宇津木沢南	児玉町太駄	土石流	H23.3.29
121	宇津木沢	児玉町太駄	土石流	H23.3.29
122	下谷戸沢	児玉町河内	土石流	H23.3.29
123	橋倉沢	児玉町河内	土石流	H23.3.29
124	新屋敷沢	児玉町河内	土石流	H23.3.29
125	稲聚川支渓１号	児玉町稲沢	土石流	H23.3.29
126	稲聚川支渓２号	児玉町稲沢	土石流	H23.3.29
127	内出沢	児玉町稲沢	土石流	H23.3.29
128	高柳－３	児玉町高柳	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
129	生野	児玉町児玉	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
130	高柳－２	児玉町高柳	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
131	間瀬－３－１	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
132	間瀬－３－２	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
133	黒石	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
134	根岸－１	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
135	根岸－２	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
136	山崎	児玉町飯倉	急傾斜地の崩壊	H24.3.30

No.	土砂災害警戒区域等の名称	住所	土砂災害の発生原因となる自然災害の種類	指定年月日
137	下町－３	児玉町児玉	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
138	小平－２	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
139	小平－３	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
140	小平－４	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
141	間瀬－４	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
142	下浅見	児玉町下浅見	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
143	宮内－１	児玉町宮内	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
144	滝の前－１	児玉町宮内	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
145	滝の前－２	児玉町宮内	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
146	滝の前－３	児玉町宮内	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
147	滝の前－４	児玉町宮内	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
148	下町－２	児玉町児玉	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
149	秋山－１－１	児玉町秋山	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
150	秋山－１－２	児玉町秋山	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
151	秋山－２	児玉町秋山	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
152	秋山－４	児玉町秋山	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
153	秋山－６	児玉町秋山	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
154	小平－１	児玉町小平	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
155	内出	児玉町入浅見	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
156	南十条８区－１	児玉町児玉	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
157	高柳－４	児玉町高柳	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
158	山崎	児玉町飯倉	急傾斜地の崩壊	H24.3.30
159	小平川	児玉町小平	土石流	H24.3.30
160	淵の前沢	児玉町小平	土石流	H24.3.30
161	黒石川	児玉町小平	土石流	H24.3.30
162	間瀬沢	児玉町小平	土石流	H24.3.30
163	間瀬上沢	児玉町小平	土石流	H24.3.30
164	天王沢	児玉町飯倉	土石流	H24.3.30
165	生野沢東	児玉町児玉	土石流	H24.3.30
166	生野沢西	児玉町児玉	土石流	H24.3.30
167	中通り沢	児玉町秋山	土石流	H24.3.30
168	普明寺沢	児玉町小平	土石流	H24.3.30
169	石木沢	児玉町小平	土石流	H24.3.30
170	春貞寺沢	児玉町小平	土石流	H24.3.30
171	御厨川支渓	児玉町飯倉	土石流	H24.3.30
172	山崎沢	児玉町飯倉	土石流	H24.3.30
173	宮内沢支渓南	児玉町宮内	土石流	H24.3.30
174	宮内沢支渓北	児玉町宮内	土石流	H24.3.30
175	二ノ宮沢	児玉町宮内	土石流	H24.3.30
176	迎沢	児玉町太駄	土石流	H26.9.16
177	平沢－１	児玉町太駄	地滑り	H26.9.16
178	平沢－２	児玉町太駄	地滑り	H26.9.16
179	本泉	児玉町河内	地滑り	H26.9.16
180	寺山	児玉町河内	地滑り	H26.9.16
181	稲沢	児玉町稲沢	地滑り	H26.9.16
182	下稲沢	児玉町稲沢	地滑り	H26.9.16

No.	土砂災害警戒 区域等の名称	住所	土砂災害の 発生原因となる 自然災害の種類	指定年月日
183	日影	児玉町小平	地滑り	H26.9.16
184	生野山	児玉町児玉	地滑り	H26.9.16
185	東富田	東富田	急傾斜地の崩壊	H27.6.5
186	西富田	西富田	急傾斜地の崩壊	H27.6.5
187	四方田	四方田	急傾斜地の崩壊	H27.6.5

② 重要水防区域一覧表

直轄河川（利根川水系）

事務所名	番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要なる理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
			種別	階級		地先名	杙杭位置(K,m)			担当水防団体	担当土木事務所		
利根川上流河川事務所	2	利根川	法崩れ・すべり	B	右	本庄市新井	183.0k 上39m 183.0k 下71m	110.1	法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	篭止め工法
利根川上流河川事務所	3	利根川	堤防高 法崩れ・すべり	B B	右	本庄市新井	183.0k 下71m 182.5k 上252m	224.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	積み土嚢 篭止め工法
利根川上流河川事務所	4	利根川	法崩れ・すべり	B	右	本庄市山王堂	182.5k 上252m 182.5k	251.9	法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	篭止め工法
利根川上流河川事務所	5	利根川	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	右	本庄市山王堂	182.5k 182.5k 下116m	116.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	積み土嚢 築きまわし 篭止め工法
利根川上流河川事務所	6	利根川	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	右	本庄市山王堂	182.5k 下116m 182.5k 下153m	37.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	積み土嚢 築きまわし 篭止め工法
利根川上流河川事務所	7	利根川	（重点） 堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	A A B	右	本庄市山王堂	182.5k 下153m 182.5k 下211m	58.1	越水危険箇所(個別)左岸182.3K付近 御陣馬川霞堤開口部 計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2未満 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	積み土嚢 築きまわし 篭止め工法
利根川上流河川事務所	8	利根川	（重点） 堤防高 法崩れ・すべり	A B	右	本庄市山王堂	182.5k 下211m 182.0k 上243m	74.0	越水危険箇所(個別)左岸182.3K付近 御陣馬川霞堤開口部 計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画堤防高未満) 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	積み土嚢 篭止め工法
利根川上流河川事務所	9	利根川	堤防高 法崩れ・すべり	B B	右	本庄市山王堂	182.0k 上243m 182.0k 上238m	5.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(堤防高は計画堤防高未満) 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	積み土嚢 篭止め工法
利根川上流河川事務所	10	利根川	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B B B	右	本庄市山王堂	182.0k 上238m 182.0k 上201m	37.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	積み土嚢 築きまわし 篭止め工法
利根川上流河川事務所	11	利根川	堤防断面 法崩れ・すべり	B B	右	本庄市山王堂	182.0k 上201m 182.0k 上158m	42.3	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	築きまわし 篭止め工法
利根川上流河川事務所	12	利根川	法崩れ・すべり	B	右	本庄市山王堂	182.0k 上158m 182.0k 上53m	105.7	法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	篭止め工法
利根川上流河川事務所	13	利根川	堤防断面 法崩れ・すべり	B B	右	本庄市山王堂	182.0k 上53m 182.0k 下29m	81.8	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	築きまわし 篭止め工法
利根川上流河川事務所	14	利根川	法崩れ・すべり	B	右	本庄市山王堂	182.0k 下29m 182.0k 下70m	40.6	法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	篭止め工法
利根川上流河川事務所	15	利根川	法崩れ・すべり 旧川跡	B 要注	右	本庄市山王堂	182.0k 下70m 182.0k 下99m	29.0	法崩れ・すべりの恐れがある箇所 旧川跡	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	篭止め工法
利根川上流河川事務所	16	利根川	法崩れ・すべり	B	右	本庄市山王堂	182.0k 下99m 181.5k 下68m	549.1	法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	篭止め工法
利根川上流河川事務所	17	利根川	堤防断面 法崩れ・すべり	B B	右	本庄市田中	181.5k 下68m 181.5k 下169m	101.5	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	築きまわし 篭止め工法
利根川上流河川事務所	18	利根川	法崩れ・すべり	B	右	本庄市田中	181.5k 下169m 181.5k 下237m	67.7	法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	篭止め工法

事務所名	番号	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要なる理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
			種別	階級		地先名	杙杭位置(K,m)			担当水防団体	担当土木事務所		
利根川上流河川事務所	19	利根川	堤防断面 法崩れ・すべり	B B	右	本庄市田中	181.5k 下237m 181.5k 下305m	67.7	現況堤防断面、天端幅が計画以下で1/2以上 法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	築きまわし 篭止め工法
利根川上流河川事務所	20	利根川	法崩れ・すべり	B	右	本庄市田中	181.5k 下305m 180.5k	1053.5	法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	篭止め工法
利根川上流河川事務所	21	利根川	水衝洗堀 旧川跡	B 要注	右	本庄市久々宇	180.5k 179.5k	1100.7	水衝部深掘れあり 旧川跡	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	木流し
利根川上流河川事務所	22	利根川	法崩れ・すべり 水衝洗堀	B B	右	本庄市下仁手	179.5k 179.5k 下231m	231.2	法崩れ・すべりの恐れがある箇所 水衝部深掘れあり	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	篭止め工法 木流し
利根川上流河川事務所	23	利根川	法崩れ・すべり	B	右	本庄市下仁手	179.5k 下231m 178.5k	772.9	法崩れ・すべりの恐れがある箇所	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	篭止め工法
利根川上流河川事務所	24	利根川	法崩れ・すべり 漏水 水衝洗堀 旧川跡	B B B 要注	右	本庄市下仁手	178.5k 178.0k 上156m	347.2	法崩れ・すべりの恐れがある箇所 漏水の恐れがある箇所 水衝部深掘れあり 旧川跡	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	篭止め工法 釜段工法 木流し
利根川上流河川事務所	237	利根川	水衝洗堀	B	左	本庄市上仁手	181.0k 上182m 181.0k	181.8	水衝部深掘れあり	板東上流水害予防組合	本庄県土整備事務所	八斗島出張所	木流し

県管理河川（利根川水系）

番号	県及び市町村		河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要なる理由	想定される水防工法
	河川管理者 県土整備事務所	水防管理団体		種別	階級		地先名	杙杭位置(K,m)			
小山県1	埼玉県 本庄・熊谷	本庄市 深谷市	小山川	高築堤	高	左	本庄市牧西 ～ 深谷市高島	7.9k m ～ 0.0k m	6,400	高築堤河川	シート張り工
小山県4	埼玉県 本庄・熊谷	本庄市 深谷市	小山川	高築堤	高	右	本庄市牧西 ～ 深谷市高島	7.9k m ～ 0.0k m	7,860	高築堤河川	シート張り工
女1	埼玉県 本庄県土	本庄市	女堀川	新築堤	要	左	本庄市 児玉町高関	6.8k m ～ 6.7k m	50	堤防完成後3年未満H26.5 完成、河川改修工事	シート張り工
女2	埼玉県 本庄県土	本庄市	女堀川	新築堤	要	右	本庄市 児玉町高関	6.8k m ～ 6.7k m	50	堤防完成後3年未満H26.5 完成、河川改修工事	シート張り工
女3	埼玉県 本庄県土	本庄市	女堀川	新築堤	要	左	本庄市 児玉町高関	7.0k m ～ 6.8k m	210	堤防完成後3年未満H26.5 完成、河川改修工事	シート張り工
女4	埼玉県 本庄県土	本庄市	女堀川	新築堤	要	右	本庄市 児玉町高関	7.0k m ～ 6.8k m	210	堤防完成後3年未満H26.5 完成、河川改修工事	シート張り工

番号	県及び市町村		河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要なる理由	想定される水防工法
	河川管理者 県土整備事務所	水防管理団体		種別	階級		地先名	杙杭位置 (K,m)			
元小1	埼玉県 本庄県土	本庄市	元小山川	堤防高	B	左	本庄市傍示堂 ～ 本庄市牧西	2.1k m ～ 1.0k m	1,550	堤防余裕高不足	積土のう工
元小2	埼玉県 本庄県土	本庄市	元小山川	堤防高	B	左	本庄市傍示堂 ～ 本庄市牧西	2.1k m ～ 0.8k m	1,550	堤防余裕高不足 1.2K～1.3K 堤防完成後3年未満 H26.3完成 川の丸ごと再生プロジェクト推進工事	積土のう工 シート張り工
御1	埼玉県 本庄県土	上里町 本庄市	御陣馬川	堤防高	B	左	上里町神保原町 ～ 本庄市山王堂	2.4k m ～ 0.4k m	1,960	堤防余裕高不足	積土のう工
御2	埼玉県 本庄県土	上里町 本庄市	御陣馬川	堤防高	B	右	上里町神保原町 ～ 本庄市山王堂	2.4k m ～ 0.4k m	1,960	堤防余裕高不足	積土のう工
御3	埼玉県 本庄県土	上里町 本庄市	御陣馬川	堤防高	要	左	本庄市山王堂	0.4k m ～ 0.0k m	400	堤防完成後3年未満 H27.3完成、河川改修工事	シート張り工
御4	埼玉県 本庄県土	上里町 本庄市	御陣馬川	堤防高	要	右	本庄市山王堂	0.4k m ～ 0.0k m	400	堤防完成後3年未満 H27.3完成、河川改修工事	シート張り工

③　本庄市及びその周辺の活断層図

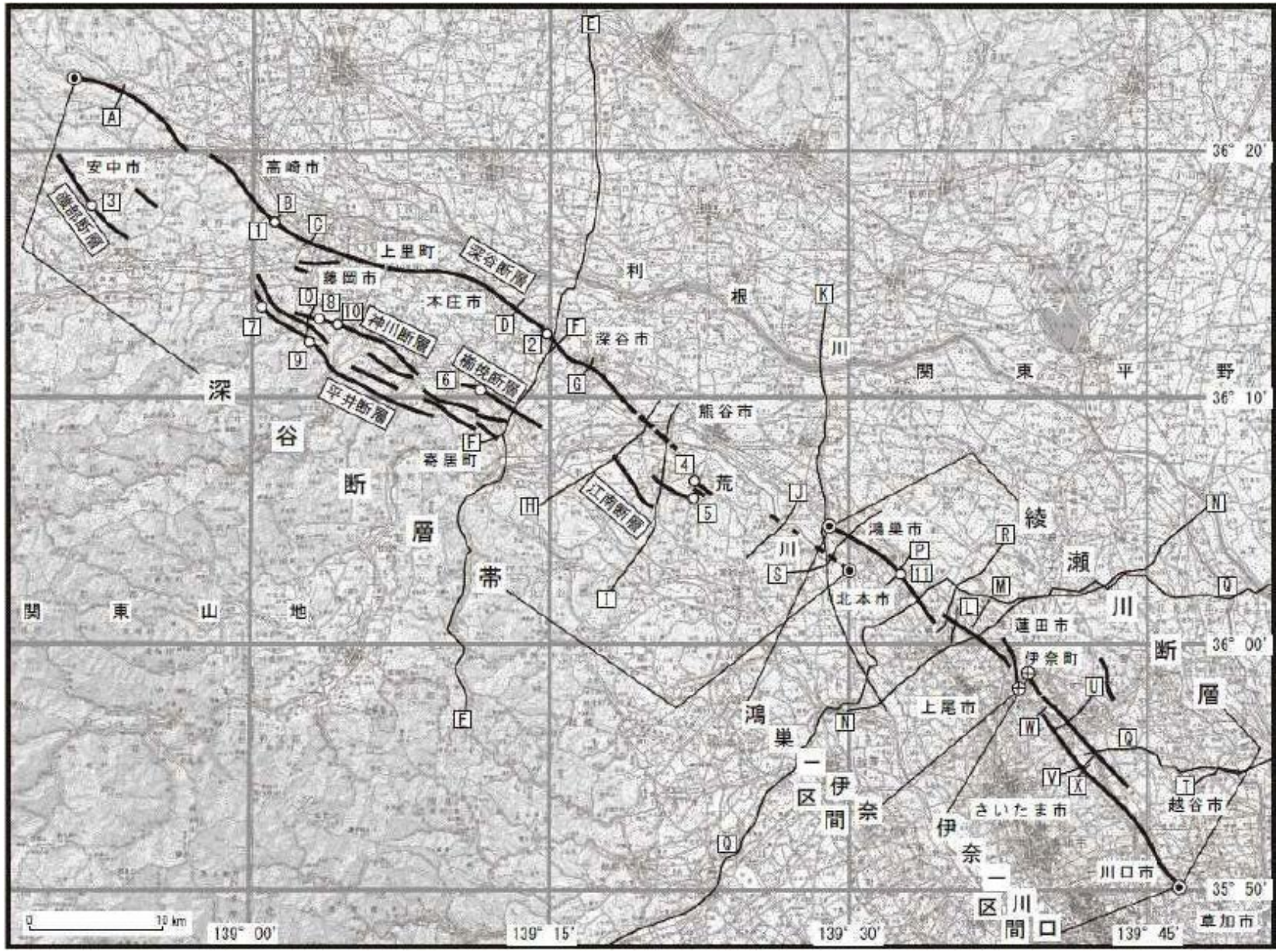

資料）地震調査研究推進本部ホームページ

④　ため池の状況

番号	名称	所在地	備考
1	間瀬湖	児玉町小平字東平　間瀬川河川	農業用
2	十二天池	児玉町秋山字日向山 3432 他	農業用
3	在家池	児玉町秋山字在家 108-2 他	
4	飯倉池	児玉町飯倉字新寺 1457-2 他	農業用
5	般若寺池	児玉町秋山字般若寺 1172 他	
6	細田の池	児玉町秋山字一の谷 2430-2	
7	大町池	児玉町秋山字大町 558-7	
8	諏訪池	児玉町秋山字諏訪平 558-1	
9	高柳の池	児玉町高柳字宇留井 425-1 地先	農業用
10	篠の池	児玉町塩谷字野手場 983-2	農業用
11	杓子池	児玉町金屋字峯 621-2 他	農業用
12	倉林池	児玉町金屋字桶川 237-2 他	
13	大池	児玉町児玉字大池 1825-1	
14	弁天池	児玉町入浅見字摘田 427	
15	弁天池	児玉町塩谷字真鏡寺 95	農業用
16	馬内池	児玉町金屋字甲馬内 642	農業用

３．観測施設

①　雨量測定場所

所在地	観測場所名	備考
①西富田 904-3	児玉郡市広域消防本部	児玉郡市広域消防本部
②北堀 818-1	本庄県土整備事務所	埼玉県
③児玉町長沖	十二天橋	埼玉県
④児玉町河内	児玉町河内	
⑤児玉町太駄字水口 280-1 地先	児玉町太駄	

②　震度計

所在地	観測場所名	備考
①本庄 3-5-3	本庄市役所	埼玉県
②本庄 3-6	城下公園	気象庁
③児玉町児玉 385	児玉総合支所第二庁舎	気象庁

４．ライフライン関係

①　水道施設の状況

水道施設名	所在地	電話番号	備考
第一浄水場	千代田３丁目４番５号	0495-22-2151	有人
第二浄水場	小島 339 番地	0495-24-1958	無人
都島浄水場	都島 772 番地１	0495-21-3442	無人
児玉浄水場	児玉町児玉南２丁目 16 番 14 号	なし	無人
下真下受水場	児玉町下真下 362 番地	なし	無人
高柳配水場	児玉町高柳 36 番地	なし	無人

（平成 29.　４．１現在）

給　水　区　域	計画給水人口（人）	区域内人口（人）	現在給水人口（人）	最大給水量（㎥）	備考
本庄市全域 （上仁手及び山林地を除く） 上里町大字大御堂、大字嘉美の各一部及び神川町大字元原、大字二ノ宮の各一部並びに群馬県伊勢崎市境島村の一部	81,825	78,781	79,177	34,745	

水源		配水池		
水源の別	取水方法	池数	総有効容積	配水方法
地下水 浄水受水	水中ﾎﾟﾝﾌﾟ揚水 第二浄水場・下真下受水場にて受水	27	37,614 ㎥	ﾎﾟﾝﾌﾟ加圧式及び 自然流下方式

給水能力		取水地点
一人一日最大給水量	一日最大給水量	
559.0ℓ	45,260 ㎥	本庄６号井　小島 339 本庄８号井　杉山 98-2 本庄９号井　小島 339 本庄 10 号井　小島 157 本庄 11 号井　小島 211-1 本庄 13 号井　杉山 70-2 本庄 14 号井　杉山 64-3 本庄 15 号井　山王堂 713-1 本庄 16 号井　新井 1029-1 本庄 17 号井　沼和田 1105 本庄 19 号井　都島 772-1 本庄 20 号井　小島 629 本庄 21 号井　都島 904-1 本庄 22 号井　小島 339 児玉１号井　児玉町金屋 1609-3 児玉５号井　児玉町児玉 1836-5 児玉６号井　児玉町児玉 755-1 児玉７号井　児玉町秋山 1872

②　本庄市下水道の状況

（平成 29. ４．１現在）

計画人口 （人）	整備人口 （人）	水洗化人口 （人）	備考
57,000	44,844	38,408	

③　本庄市農業集落排水の状況

（平成 29. ４．１現在）

農業集落排水 供用地区	計画人口 （人）	施設能力 （㎥/日）	整備人口 （人）	水洗化人口 （人）	備考
都　　島	280	76 ㎥/日	207	207	
田　　中	590	160 ㎥/日	344	245	
宮　　戸	500	135 ㎥/日	341	328	
牧　　西	1,010	273 ㎥/日	661	576	
滝瀬・堀田	880	238 ㎥/日	597	409	
仁手・下仁手・ 久々宇	980	265 ㎥/日	－	－	平成 30 年 4 月 1 日 供用開始予定

５．市内危険物施設の状況

（平成 29.　４．　１現在）

製造所等の別		数
製造所		5
貯蔵所	屋内貯蔵所	45
	屋外タンク貯蔵所	22
	屋内タンク貯蔵所	12
	地下タンク貯蔵所	48
	簡易タンク貯蔵所	0
	移動タンク貯蔵所	14
	屋外貯蔵所	13
取扱所	給油取扱所	58
	第１種販売取扱所	0
	一般取扱所	29
	合　　計	246

６．公共施設及び関係機関の状況

①　し尿ごみ処理施設

し尿処理施設		
名称	処理方式	能力
利根グリーンセンター	１次処理　標準脱窒素処理方式 ２次処理　〃 高度処理　凝集分離、オゾン、ろ過処理方式 汚泥処理　脱水、乾燥焼却	し尿　150kℓ／日 浄化槽汚泥　41kℓ／日

ごみ処理施設		
名称	処理方式	能力
小山川クリーンセンター	可燃ごみ　全連続燃焼式 不燃ごみ　破砕処理方式	228t／日 68t／5h

②　火葬場

名称	住所	電話番号
こだま聖苑	児玉郡美里町大字木部 537-4	0495-76-1881

③　医療機関

ア．本庄市内の総合病院

名称	所在地	電話番号	診療科目
本庄総合病院	北堀 1780	22-6111	内・小・外・整・皮・泌・眼・耳・脳・肛

イ．近隣市の公的総合病院

名　称	所在地	電話番号	診療科目
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511	内、外、小、皮、耳、眼、整、産婦、消、脳、泌、麻、形、小外、神内、精、循、心外、呼外、緩和ケア外、歯外、病診、放診、放治、救急
伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町 12-1	0270-25-5022	内、小、外、整、産婦、眼、耳、リハ、放、皮、泌、脳、循内、精、麻、歯外、神内、心外、病診、放診、放治、緩和ケア内、救急、内視鏡内
公立藤岡総合病院	藤岡市中栗須 813-1	0274-22-3311	内、小、外、整、脳、眼、耳、産婦、麻、リハ、泌、精、神、神内、皮、循内、アレ、消内、リウ、呼内、血内、腎内、放治、放診、病診、救急
独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	高崎市高松町 36	027-322-5901	内、心内、精、神内、呼内、消内、循内、リウ、小、外、乳内分泌外、整、脳、呼外、心外、皮、泌、形、産婦、眼、耳、リハ、放診、放治、歯外、麻、救、病診、小外
前橋赤十字病院	前橋市朝日町 3-21-36	027-224-4585	小、外、整、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、歯外、麻、精、神内、呼外、心外、糖尿・内分泌内、内、リウ・腎内、血内、呼内、消内、乳腺・内分泌外、心内、形・美外、放診、放治、救急、病診、臨床検査、感内
群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町 3-39-15	027-220-7111	内、精、小、外、整、脳、皮、泌、産、婦、眼、耳、放、歯外、麻、神内、循内、心外、病診、臨検、形、救急、リハ

ウ．本庄市内の病院

名称	所在地	電話番号	診療科目
上武病院	小島 5-6-1	21-0111	精、神、内、小、歯
本庄福島病院	千代田 1-1-18	22-5211	内、小
岡病院	北堀 810	24-8821	内、循、消内、泌、腎内、透内、消外、肛外
堀川病院	本庄 1-4-10	22-2163	内、外、整、形、消、肛、リハ、放、皮
青木病院	下野堂 1-13-27	24-3005	内、整、泌、循内、消内、肝内、呼内、リウ、リハ
吉沢病院	本庄 1216-1	21-7781	内、リハ
そのべ病院	千代田 3-4-2	21-2171	内、小、消、放
本庄総合病院	北堀 1780	22-6111	内、小、外、整、皮、泌、眼、耳、脳、肛
鈴木外科病院	児玉町八幡山 293	72-1235	外、消外、ペ外、麻、乳外、肛外
児玉中央病院	児玉町児玉南 3-3-1	72-0030	内、外、消外、脳、整、形、泌
本庄児玉病院	児玉町児玉 720	73-1611	精

エ．本庄市内の一般診療所

名称	所在地	電話番号	診療科目
あたご山クリニック	中央 1-7-23	22-8733	耳
飯塚内科産婦人科	栄 1-1-33	24-6311	内（呼・循･消）、産、婦、小
五十嵐整形外科医院	若泉 1-9-8	24-2313	整、リハ、リウ、ペ内
生坂医院	本庄 4-4-12	22-4670	内、胃、循、小、外、皮、肛
池田レディースクリニック	小島南 3-1-12	22-2048	内、産婦
おかもと内科クリニック	寿 2-6-29	22-0075	内、呼内、消内
加納内科医院	児玉町蛭川 1097-1	72-7353	内、リウ、皮、アレ
木村医院	児玉町児玉 233	72-7773	内、神内、小
久保医院	栗崎 113	71-7138	内、循内、糖内
倉林医院	児玉町金屋 1207	72-1341	内、小
恵南クリニック	見福 2-27-18	24-0008	皮
くげづか診療所	早稲田の杜 3-7-7	71-8885	内、心療、精
児玉清水クリニック	児玉町児玉 2486-4	72-7543	内、皮、泌、麻
小林クリニック	朝日町 2-5-8	23-3371	整、麻、外、内、心療、アレ、リウ、リハ
清水クリニック	前原 1-1-13	22-3358	内、心療、神、小、精、神内
昭和産婦人科	駅南 1-5-23	22-2025	内、小、産、婦
高橋外科整形外科	千代田 1-4-22	22-6211	外、整、リハ、リウ
高山整形外科	見福 2-27-10	22-3245	整、リハ、リウ
田所医院	けや木 1-8-2	22-3445	外、内、循、放、呼、消、整
塚越内科小児科	本庄 1-1-6	22-3152	循、アレ、消、呼、放、リウ、内、小、皮
寺坂医院	西富田 329-1	22-3343	耳
富沢医院	中央 1-1-3	22-2270	内、消、小
どんぐりこども診療所	緑 2-12-10	21-8885	小、アレ、内、消
中神内科クリニック	児玉町八幡山 321	72-1555	内、消、小
中沢皮膚科	東台 2-6-31	22-1112	皮
中村外科医院	日の出 3-7-26	21-6211	消、外、泌、肛、麻
根岸医院	児玉町児玉 337-2	72-0071	内、婦、整、皮、小
橋口小児科整形外科医院	今井 327-1	24-8005	小、整
服部クリニック	東台 4-1-22	24-4671	眼、耳
はにぽんクリニック	東台 4-8-25	22-3596	外、消内、肛外、内、小
春山眼科医院	けや木 1-5-5	21-2160	眼
ヒグチクリニック	栗崎 122-1	25-5300	整、内
本庄皮膚科形成外科医院	銀座 3-7-21	22-3233	皮、形

名称	所在地	電話番号	診療科目
本庄早稲田クリニック	早稲田の杜 3-14-5	71-8707	内（循、消、呼）、外、リハ、救急
本間内科皮膚科クリニック	見福 3-5-6	27-6360	内、皮、神内、小
松澤医院	駅南 1-13-6	22-2282	内、整、リハ、リウ、小、放
松本産婦人科医院	千代田 1-1-26	24-3377	産婦
森田整形外科クリニック	小島 1114	23-1610	整、リハ、リウ
山田内科医院	五十子 1-5-22	24-0108	内、消、循、呼、アレ
よしはら整形外科	児玉町長沖 265-1	73-1575	内、整、リハ、リウ

※診療科目の略号等

略記	診療科目
内	内科
呼内	呼吸器内科
循内	循環器内科
消内	消火器内科
腎内	腎臓内科
神内	神経内科
糖内	糖尿病内科
血内	血液内科
肝内	肝臓内科
感内	感染症内科
透内	透析内科
ペ内	ﾍﾟｲﾝｸﾘﾆｯｸ内科
内分泌内	内分泌内科
内視鏡内	内視鏡内科
緩和ケア内	緩和ケア内科
心療	心療内科
外	外科
脳	脳神経外科
整	整形外科

略記	診療科目
形	形成外科
呼外	呼吸器外科
心外	心臓血管外科
乳外	乳腺外科
消外	消火器外科
肛外	肛門外科
美外	美容外科
小外	小児外科
ペ外	ﾍﾟｲﾝｸﾘﾆｯｸ外科
乳内分泌外	乳腺内分泌外科
緩和ケア外	緩和ケア外科
皮	皮膚科
アレ	アレルギー科
リウ	リウマチ科
小	小児科
精	精神科
眼	眼科
耳	耳鼻咽喉科
産婦	産婦人科

略記	診療科目
産	産科
婦	婦人科
リハ	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科
泌	泌尿器科
麻	麻酔科
放	放射線科
放診	放射線診断科
放治	放射線治療科
病診	病理診断科
臨検	臨床検査科
救急	救急科
歯	歯科
歯外	歯科口腔外科
呼	呼吸器科
循	循環器科
消	消化器科
胃	胃腸科
神	神経科
肛	肛門科

④　文教施設

ア．小学校

学校名	所在地	電話番号
本庄東小学校	日の出 1-2-1	21-3051
本庄西小学校	千代田 4-3-2	21-4361
藤田小学校	牧西 1171	22-2981
仁手小学校	仁手 618	22-2967
旭小学校	都島 78	22-3463
北泉小学校	北堀 1871-1	22-3791
本庄南小学校	栄 3-6-24	22-2839
中央小学校	緑 1-16-1	21-2361
児玉小学校	児玉町児玉 1355-1	72-1569
金屋小学校	児玉町金屋 1116-1	72-1168
秋平小学校	児玉町秋山 2531	72-1239
本泉小学校（休校中）	児玉町河内 660	
共和小学校	児玉町蛭川 895-1	72-1349

イ．中学校

《公立》

学校名	所在地	電話番号
本庄東中学校	日の出 4-2-45	22-6318
本庄西中学校	千代田 4-3-1	22-6424
本庄南中学校	緑 3-13-1	24-1801
児玉中学校	児玉町八幡山 438	72-0133

《私立》

学校名	所在地	電話番号
本庄東高等学校附属中学校	西五十子 318	27-6711
本庄第一中学校	仁手 2167-1	24-1332

ウ．高等学校

《公立》

学校名	所在地	電話番号
県立本庄高等学校	柏 1-4-1	21-1195
県立児玉高等学校	児玉町八幡山 410	72-1591
県立児玉白楊高等学校	児玉町金屋 980	72-1566

《私立》

学校名	所在地	電話番号
本庄第一高等学校	仁手 1789	24-1331
本庄東高等学校	日の出 1-4-5	22-6351
早稲田大学本庄高等学院	栗崎 239-3	21-2400

エ．特別支援学校

学校名	所在地	電話番号
県立本庄特別支援学校	栗崎 828	24-3747

⑤　保育所（園）等

施設名	所在地	電話番号
市立いずみ保育所	小島 5-5-45	22-4891
旭保育園	駅南 1-5-20	22-3398
本庄保育園	小島 1-5-18	22-3913
こざくら保育園	栄 3-6-34	22-5812
若草保育園	仁手 669-4	21-5001
梅花保育園	見福 1-2-7	22-4474
日の出保育園	沼和田 1020	21-5263
みどり保育園	寿 3-10-30	21-5957
聖徳本庄保育園	栄 2-10-14	21-4365
小島南保育園	小島南 3-1-5	21-5543
北泉保育園	西五十子 620-1	24-2572
たんぽぽ保育園	今井 1328	21-9890
ほほえみ子どもの国保育園	緑 2-15-5	23-1018
藤田保育園	牧西 30	24-2886
はにぽん保育園	小島 6-9-15	21-0111
ふくしまキッズ保育園	千代田 1-2-20	27-2010
市立久美塚保育所	児玉町児玉 2351-1	72-4386
児玉保育園	児玉町児玉 2448-1	72-0186
西光保育園	児玉町塩谷 85-1	72-5147
西光第二保育園	児玉町吉田林 447-6	72-5473
秋平さくら保育園	児玉町秋山 2527-1	72-1167
幼保連携型認定こども園コウガの森・共和	児玉町蛭川 885	72-0104
認定こども園児玉櫻井幼稚園	児玉町八幡山 594-2	72-0443

７．災害対策用資機材の状況

①　車両

名称	数量	管理課
軽トラック	1	危機管理課
資源回収車（リフト付トラック）	1	環境推進課
パッカー車	1	
軽トラック	1	
軽ダンプ	1	商工観光課
軽ダンプ	1	道路管理課（部管理）
ショベルローダー	1	道路整備課
２ｔダンプ	1	
軽ダンプ	2	
給水車（2 ㎥）	1	水道課
塵芥収集車	1	総務課
軽ダンプ	1	
２ｔダンプ	1	環境産業課
軽ダンプ	1	
軽トラック	1	文化財保護課
軽トラック	1	体育課

②　応急復旧用資機材・備品

名称	数量	管理課
発動発電機	24	危機管理課
投光器	36	
コードリール（10m）	5	
コードリール（30m）	48	
バリケード	10	
カラーコーン	100	
カラーコーン用バー	20	
カラーコーン用伸縮テープ	12	
救助工具セット	3	
バール	10	
ショベル（角）	多数	
ショベル（剣）	多数	
チェーンソー	2	
のこぎり	10	
水中ポンプ	2	
発動発電機	3	道路整備課
水中ポンプ	6	
チェーンソー	4	環境産業課

③　応急給水用資機材・備品

名称	数量	管理課
給水タンク（0.3 ㎥）	2	水道課
ポリ容器（20ℓ）	50	
飲料水袋（10ℓ）	600	
飲料水袋（6ℓ）	400	

④　防疫用資機材・備品

名称	数量	管理課
動力噴霧器	2	環境推進課
屋内消毒機	1	

８．避難関連

①　指定避難所・指定緊急避難場所リスト

《指定緊急避難場所》

平成30年3月7日現在

No	施設・場所名	住所	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定避難所との重複	想定収容人数	
				地震	洪水1	洪水2	土砂災害	大規模な火事	内水氾濫		3㎡	2㎡
1	本庄市立図書館	千代田4-1-9	0495-24-3746	○	○	○	○	○	○		153	229
2	本庄西中学校	千代田4-3-1	0495-22-6424	○	○	○	○	○	○	○	1,305	1,957
3	本庄西小学校	千代田4-3-2	0495-21-4361	○	○	○	○	○	○	○	1,198	1,797
4	市民活動交流センター（はにぽんプラザ）	銀座1-1-1	0495-22-0828	○	○	②	○	○	○		702	1,054
5	本庄市役所	本庄3-5-3	0495-25-1111	○	○	○	○	○	○		88	132
6	本庄公民館	東台5-2-33	0495-24-7383	○	②	②	○	○	○		61	92
7	本庄東小学校	日の出1-2-1	0495-21-3051	○	○	○	○	○	○	○	1,669	2,504
8	本庄東高等学校	日の出1-4-5	0495-22-6351	○	○	②	○	○	○		1,601	2,401
9	日の出児童センター	日の出2-5-56	0495-21-0420	○	○	○	○	○	○		84	127
10	本庄東公民館	日の出2-8-28	0495-22-3404	○	○	②	○	○	○		72	109
11	本庄東中学校	日の出4-2-45	0495-22-6318	○	○	○	○	○	○	○	1,943	2,915
12	前原児童センター	前原1-4-13	0495-21-9820	○	○	②	○	○	○		70	105
13	本庄高等学校	柏1-4-1	0495-21-1195	○	○	②	○	○	○	○	245	367
14	本庄南小学校	栄3-6-24	0495-22-2839	○	○	②	○	○	○	○	953	1,429
15	勤労青少年ホーム	小島南1-8-2	0495-21-1684	○	○	○	○	○	○		104	156
16	本庄市民体育館	小島南1-8-3	0495-24-4657	○	○	○	○	○	○		528	793
17	保健センター跡地	小島南2-4-12		○				○			1,991	2,986
18	本庄西公民館	小島1-10-4	0495-21-8786	○	○	○	○	○	○		66	99
19	長松寺	小島5-4-12	0495-22-4552	○				○			63	94
20	若泉運動公園武道館	小島6-11-14	0495-24-7181	○	②	②	○	○	○		206	309
21	見福公園	見福2-11		○				○			846	1,270
22	中央小学校	緑1-16-1	0495-21-2361	○	○	○	○	○	○	○	1,465	2,198
23	本庄南中学校	緑3-13-1	0495-24-1801	○	○	②	○	○	○	○	1,912	2,868
24	障害福祉センター	いまい台2-43		○	○	○	○	○	○		109	163
25	藤田小学校	牧西1171	0495-22-2981	○	②	②	○	○	○	○	730	1,095
26	藤田公民館	牧西1210-3	0495-22-2332	○			○	○	○		61	91
27	宮戸農民センター	宮戸272-1		○	②	②	○	○	○		25	38
28	堀田集落センター	堀田958	0495-24-8400	○			○	○	○		29	44
29	滝瀬集荷所	滝瀬1437-2		○		○	○	○	○		25	37

No	施設・場所名	住所	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定避難所との重複	想定収容人数	
				地震	洪水1	洪水2	土砂災害	大規模な火事	内水氾濫		3㎡	2㎡
30	仁手小学校	仁手618	0495-22-2967	○	②	②	○	○	○	○	536	804
31	仁手公民館	仁手665-1	0495-22-3538	○			○	○	○		58	87
32	本庄第一高等学校	仁手1789	0495-24-1331	○	②	○	○	○	○		4,431	6,646
33	本庄第一中学校	仁手2167-1	0495-25-1332	○	②	○	○	○	○		698	1,047
34	旭小学校	都島78	0495-22-3463	○	②	②	○	○	○	○	760	1,140
35	旭公民館	都島238-1	0495-22-5940	○			○	○	○		55	82
36	老人福祉センター つきみ荘	沼和田127-1	0495-22-3696	○	②	○	○	○	○		159	239
37	あさひ多目的研修センター	沼和田1005	0495-24-5288	○			○	○	○		58	88
38	本庄総合公園市民球場	北堀433	0495-21-8989	○	○	○	○	○	○		196	294
39	本庄総合公園体育館(シルクドーム)	北堀433	0495-25-5677	○	○	②	○	○	○	○	983	1,474
40	保健センター	北堀1422-1	0495-24-2003	○	○	○	○	○	○		374	562
41	本庄市民文化会館	北堀1422-3	0495-24-2841	○	○	○	○	○	○	○	327	491
42	北泉防災広場	北堀1824-1		○				○			395	593
43	北泉小学校	北堀1871-1	0495-22-3791	○	○	○	○	○	○	○	873	1,310
44	北泉公民館	早稲田の杜5-12-29	0495-22-2484	○	○		○	○	○		58	87
45	本庄特別支援学校	栗崎828	0495-24-3747	○	○	②	○	○	○		683	1,024
46	早稲田大学本庄高等学院	栗崎239-3	0495-21-2400	○	○	○	○	○	○		2,200	3,300
47	本庄南公民館	今井377-2	0495-21-8785	○	○		○	○	○		56	84
48	児玉高等学校	児玉町八幡山410	0495-72-1591	○	○	○	○	○	○		2,217	3,325
49	児玉中学校	児玉町八幡山438	0495-72-0133	○	○	○	○	○	○	○	1,825	2,737
50	大久保ひろば	児玉町児玉1113		○				○			36	54
51	児玉文化財整理室	児玉町児玉1352-1		○	○	○	○	○	○		40	60
52	児玉小学校	児玉町児玉1355-1	0495-72-1569	○	○	○	○	○	○	○	991	1,486
53	下町自治会館	児玉町児玉1697		○	○	○	○	○	○		60	90
54	児玉中央集会所跡地	児玉町児玉1825-6		○				○			46	69
55	久美塚保育所	児玉町児玉2351-1	0495-72-4386	○	○	○	○	○	○		147	220
56	山王自治会館	児玉町児玉2420		○	○	○	○	○	○		24	36
57	児玉公民館跡地	児玉町児玉2510-1		○				○			61	91
58	児玉体育館跡地	児玉町児玉2514-1		○				○			478	717
59	児玉文化会館(セルディ)	児玉町金屋728-2	0495-72-8851	○	○	○	○	○	○	○	765	1,148
60	児玉総合公園体育館(エコーピア)	児玉町金屋753-1	0495-73-3815	○	○	○	○	○	○	○	576	864
61	児玉白楊高等学校	児玉町金屋980	0495-72-1566	○	○	○	○	○	○		3,326	4,989
62	金屋小学校	児玉町金屋1116-1	0495-72-1168	○	○	○	○	○	○	○	646	970

No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類						指定避難所との重複	想定収容人数	
				地震	洪水1	洪水2	土砂災害	大規模な火事	内水氾濫		3㎡	2㎡
63	金屋保育所	児玉町金屋 1173	0495-72-1238	○	○	○	○	○	○		126	188
64	宮内東公会堂	児玉町宮内 1350-3		○	○	○	○	○	○		16	25
65	塩谷集会所	児玉町塩谷 599		○	○	○	○	○	○		25	37
66	秋山会館	児玉町秋山 1401-1		○	○	○	○	○	○		28	41
67	秋平さくら保育園	児玉町秋山 2527-1	0495-72-1167	○	○	○	○	○	○		90	134
68	秋平小学校	児玉町秋山 2531	0495-72-1239	○	○	○	○	○	○	○	482	723
69	本泉小学校	児玉町河内 660		○	○	○		○	○	○	453	679
70	生活改善センター	児玉町河内 670-10		○	○	○	○	○	○		30	46
71	遊楽荘	児玉町元田 375-4	0495-73-0011	○	○	○	○	○	○		70	105
72	コウガの森・共和	児玉町蛭川 885	0495-72-0104	○	○	○	○	○	○		97	146
73	共和小学校	児玉町蛭川 895-1	0495-72-1349	○	○	○	○	○	○	○	650	975
74	共和公民館	児玉町蛭川 915-5	0495-72-0337	○	○	○	○	○	○		67	101
75	吉田林自治会館	児玉町吉田林 212		○	○	○	○	○	○		24	37
76	下浅見文化財収蔵庫	児玉町下浅見 867-11		○	○	○	○	○	○		44	66
77	太駄公会堂	児玉町太駄 368-2		○	○	○		○	○		11	17
78	観光農業センター	児玉町小平 653	0495-72-6742	○	○	○	○	○	○		41	62

※　洪水１：利根川・烏川・神流川による洪水の場合

※　洪水２：小山川・女堀川による洪水の場合

※　○は対象となる異常な現象に対応する指定緊急避難場所

※　○の中に数字が記入されている場合は、数字以上の建物の階が指定緊急避難場所として該当

《指定避難所》　　平成30年3月7日現在

No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすものであるか	想定収容人数	
						3㎡	2㎡
1	本庄西中学校	千代田4-3-1	0495-22-6424	○		1,305	1,957
2	本庄西小学校	千代田4-3-2	0495-21-4361	○		1,198	1,797
3	本庄東小学校	日の出1-2-1	0495-21-3051	○		1,669	2,504
4	本庄東中学校	日の出4-2-45	0495-22-6318	○		1,943	2,915
5	本庄高等学校	柏1-4-1	0495-21-1195	○		245	367
6	本庄南小学校	栄3-6-24	0495-22-2839	○		953	1,429
7	中央小学校	緑1-16-1	0495-21-2361	○		1,465	2,198
8	本庄南中学校	緑3-13-1	0495-24-1801	○		1,912	2,868
9	藤田小学校	牧西1171	0495-22-2981	○		730	1,095
10	仁手小学校	仁手618	0495-22-2967	○		536	804
11	旭小学校	都島78	0495-22-3463	○		760	1,140
12	本庄総合公園体育館(シルクドーム)	北堀433	0495-25-5677	○		983	1,474
13	本庄市民文化会館	北堀1422-3	0495-24-2841	○		327	491
14	北泉小学校	北堀1871-1	0495-22-3791	○		873	1,310
15	児玉中学校	児玉町八幡山438	0495-72-0133	○		1,825	2,737
16	児玉小学校	児玉町児玉1355-1	0495-72-1569	○		991	1,486
17	児玉文化会館(セルディ)	児玉町金屋728-2	0495-72-8851	○		765	1,148
18	児玉総合公園体育館(エコーピア)	児玉町金屋753-1	0495-73-3815	○		576	864
19	金屋小学校	児玉町金屋1116-1	0495-72-1168	○		646	970
20	秋平小学校	児玉町秋山2531	0495-72-1239	○		482	723
21	本泉小学校	児玉町河内660	0495-25-1111	○		453	679
22	共和小学校	児玉町蛭川895-1	0495-72-1349	○		650	975

② 福祉避難所リスト

平成30年3月7日現在

No	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	指定緊急避難場所 との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすものであるか	想定収容人数 (受入可能人数)
1	社会福祉法人安誠福祉会 介護老人福祉施設安誠園	小和瀬1666	0495-27-0012		○	50
2	社会福祉法人 特別養護老人ホーム シャローム	今井1245-1	0495-22-0817		○	10
3	社会福祉法人宥和 特別養護老人ホーム トマト村	早稲田の杜5-14-8	0495-25-3400		○	10
4	社会福祉法人児玉福祉会 特別養護老人ホーム オルトビオス児玉ホーム	児玉町児玉734-1	0495-72-4615		○	2
5	社会福祉法人武蔵野福祉会 特別養護老人ホーム 千鳥の丘	児玉町宮内1250-1	0495-72-8711		○	27
6	社会福祉法人本庄ひまわり福祉会 本庄ひまわり自立支援センター	今井1037-1	0495-25-6600		○	2
7	社会福祉法人はなわ福祉会 はなわの杜	児玉町金屋1284-1	0495-72-2901		○	10
8	埼玉県立本庄特別支援学校	栗崎828	0495-24-3747	○	○	1
9	社会福祉法人明正会 特別養護老人ホーム四季咲きの杜	北堀779-3	0495-71-7025		○	21

③　洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

区分	施設名称	住　　所	洪水浸水想定区域 利根川 烏川 神流川	洪水浸水想定区域 小山川 女堀川	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	電話番号
児童福祉施設・文教施設	本庄市前原児童センター	前原 1-4-13		○		21-9820
	いずみ保育所	小島 5-5-45	○	○		22-4891
	藤田保育園	牧西 30	○	○		24-2886
	こざくら保育園	栄 3-6-34		○		22-5812
	若草保育園	仁手 669-4	○	○		21-5001
	梅花保育園	見福 1-2-7		○		22-4474
	日の出保育園	沼和田 1020	○	○		21-5263
	みどり保育園	寿 3-10-30		○		21-5957
	聖徳本庄保育園	栄 2-10-14		○		21-4365
	北泉保育園	西五十子 620-1		○		24-2572
	ほほえみ子どもの国保育園	緑 2-15-5		○		23-1018
	ふくしまキッズ保育園	千代田 1-2-20		○		27-2010
	本庄旭幼稚園	小島 395-2	○	○		24-3626
	本庄すみれ幼稚園	五十子 3-6-24		○		22-4623
	若泉幼稚園	北堀 209		○		21-5265
	前原学童保育室	前原 1-4-13		○		21-9820
	藤田学童保育室	牧西 1171	○	○		24-5153
	ちびっ子ステーション 1 号館・2 号館	都島 234-3	○	○		21-7005
	童夢館竹の子	西富田 367		○		21-3244
	いずみクラブ	朝日町 3-6-29		○		23-1798
	ほほえみキッズクラブ	緑 2-15-5		○		23-1018
	恵アフタースクール	西五十子 620-1		○		24-2572
	こざくら学童クラブ	栄 3-6-34		○		22-1601
	学童保育わかくさ	仁手 669-4	○	○		21-5001
	キッズスペース Baika	見福 1-2-28		○		27-8040
	じぃじとばぁばの宝物本庄のおうち	柏 1-3-29		○		24-3210
学校	藤田小学校	牧西 1171	○	○		22-2981
	仁手小学校	仁手 618	○	○		22-2967
	旭小学校	都島 78	○	○		22-3463
	本庄南小学校	栄 3-6-24		○		22-2839
	本泉小学校（休校中）	児玉町河内 660			○	
	本庄南中学校	緑 3-13-1		○		24-1801
	本庄第一中学校	仁手 2167-1	○			24-1332
	本庄高等学校	柏 1-4-1		○		21-1195
	本庄東高等学校	日の出 1-4-5		○		22-6351
	本庄第一高等学校	仁手 1789	○			24-1331
医療機関	五十嵐整形外科医院	若泉 1-9-8	○			24-2313
	生坂医院	本庄 4-4-12	○			22-4670
	おかもと内科クリニック	寿 2-6-29		○		22-0075
	久保医院	栗崎 113		○		71-7138
	恵南クリニック	見福 2-27-18		○		24-0008
	くげづか診療所	早稲田の杜 3-7-7		○		71-8885
	小林クリニック	朝日町 2-5-8		○		23-3371

区分	施設名称	住　　所	洪水浸水想定区域 利根川 烏川 神流川	洪水浸水想定区域 小山川 女堀川	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	電話番号
	清水クリニック	前原 1-1-13		○		22-3358
	高山整形外科	見福 2-27-10		○		22-3245
	田所医院	けや木 1-8-2		○		22-3445
	寺坂医院	西富田 329-1		○		22-3343
	どんぐりこども診療所	緑 2-877-2		○		21-8885
	中村外科医院	日の出 3-7-26		○		21-6211
	橋口小児科整形外科医院	今井 327-1		○		24-8005
	ヒグチクリニック	栗崎 122-1		○		25-5300
	本庄福島病院	千代田 1-1-18		○		22-5211
	本庄早稲田クリニック	早稲田の杜 3-14-5		○		71-8707
	本間内科皮膚科クリニック	見福 3-5-6		○		27-6360
	松本産婦人科医院	千代田 1-1-26		○		24-3377
	森田整形外科クリニック	小島 1114	○	○		23-1610
	山田内科医院	五十子 1-5-22		○		24-0108
	吉沢病院	1216-1	○	○		21-7781
障害福祉施設	グループホーム若泉	若泉 2-2-43	○			21-2856
	ひまわりのいえ	寿２－６－２８		○		27-3895
	佐久間さんちグループホーム	柏 1-6-1		○		22-9300
	未来サポート	寿 2-14-10		○		24-0345
	糸ぐるま	朝日町 3-14-13		○		71-7150
	ほっとランド四季の里教室	四季の里 3-3-10		○		71-5676
	ほっとランド下野堂教室	下野堂 606-2		○		71-5814
	放課後等デイサービスつばさメイト	西富田 422-8		○		71-9885
	第一独歩	小和瀬 135-2	○	○		22-6025
	生活ホームいっぽ	西富田 798-3		○		24-8902
	アナン	児玉町飯倉 831			○	72-7887
	ひまわり	牧西 1258	○	○		22-0207
	ワークみさと	栗崎 782		○		22-7417
	佐久間さんち	柏 1-6-3		○		22-9300
	山ばと作業所	四季の里 2-9-6		○		21-7273
	陽	西富田 447-2		○		71-9097
	３Ｃ本庄	けや木 2-845-1		○		21-2200
	マリエ	児玉町飯倉 1333-1			○	72-8950
	地域活動支援センターポノポノ	柏 1-6-1		○		23-2195
	ラフラ	児玉町飯倉 1333-1			○	71-8488
	計画相談室　こだまん	柏 1-6-2		○		71-7120
高齢者福祉	あずみ苑　本庄	西富田 739-1		○		25-4165
	ケアステーションあさひ本庄	見福 3-2-22		○		25-7333
	ケアセンター　ベル	万年寺 2-8-43		○		23-0363
	エバー・グリーン介護サービス	柏 1-5-7		○		22-4001
	こざくらデイサービスセンター	栄 3-6-34		○		22-1601
	デイサービスセンター　ケアリフ本庄	早稲田の杜 4-16-12		○		71-7158

区分	施設名称	住　　所	洪水浸水想定区域 利根川 烏川 神流川	洪水浸水想定区域 小山川 女堀川	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	電話番号
	デイサービスセンターチューリップほんじょう	若泉 2-8-33	○			22-7505
	デイサービスセンターことぶき	1218	○	○		71-7732
	シニアパーク・デイサービスセンター若泉の里	若泉 1-1-39	○			71-9477
	吉沢病院通所リハビリテーション	寿 2-1-5		○		21-7781
	短期入所施設　ことぶき	寿 2-1-5		○		21-8631
	グループホーム　ゆうあい本庄	見福 3-8-9		○		24-3201
	グループホーム　元気村	田中 105-1	○	○		22-8182
	グループホーム五感の里本庄早稲田	北堀 1931-1		○		22-2944
	グループホーム　まごころ	西富田 653-1		○		71-8818
	グループホームやまぶき	朝日町 1-14-3		○		23-1300
	デイサービスセンター　ファミリーエイド	朝日町 8-9-10		○		22-1230
	若泉公園デイサービスセンター	若泉 2-2-43	○			25-7001
	デイサービスさち	堀田 1011-1	○	○		71-8555
	グループホーム　元気村	田中 105-1	○	○		22-8182
	トマト村	早稲田の杜 5-14-8		○		27-4441
	グループホーム　ゆうあい本庄	見福 3-8-9		○		24-3201
	グループホーム　まごころ	西富田 653-1		○		71-8818
	ケアハウス　グリーンピース	栗崎 105-1		○		71-5511
	四季咲きの杜	北堀 779-3		○		71-7025
	蛍　ケアセンター	西五十子 634-4		○		71-5486
	特別養護老人ホーム　安誠園	小和瀬 1666-1	○	○		27-0012
	特別養護老人ホーム　トマト村	早稲田の杜 5-14-8		○		25-3400
	特別養護老人ホーム　四季咲きの杜	北堀 779-3		○		34-3388
	老人保健施設　彩の苑	千代田 1-1-21		○		23-3988
	本庄市老人福祉センターつきみ荘	沼和田 127-1	○			22-3696
その他	埼玉県北部母子・父子福祉センター	前原 1-8-12		○		22-0104

④　帰宅困難者一時滞在施設

No.	施設名	住所	電話番号
1	市民活動交流センター（はにぽんプラザ）	銀座 1-1-1	0495-22-0828
2	本庄市総合公園体育館(シルクドーム)	北堀 433	0495-25-5677
3	児玉小学校	児玉町児玉 1355-1	0495-72-1569

９．輸送関連

①　ヘリポート指定地

《防災航空隊》

平成 29 年 7 月現在

NO.	所轄	町丁名	名称	座標等			散水の有無	施錠の有無	電話番号	管理	地図座標	備考
				夜間	北緯	東経						
1	中央	西富田	児玉郡市 広域消防本部		36 度 13 分 46 秒	139 度 09 分 58 秒	×	×	24-1119	児玉郡市広域消防本部		
2	本庄	山王堂	本庄市自由広場	○	36 度 15 分 48 秒	139 度 11 分 02 秒	×	×	24-7181	本庄市環境緑の会		リンクライト

《ドクターヘリ》

No.	所轄	町丁名	名称	座標等			散水の有無	施錠の有無	電話番号	管理	地図座標	備考
				ポイント名	北緯	東経						
1	中央	西富田	児玉郡市 広域消防本部	KD 01	36 度 13 分 46 秒	139 度 09 分 58 秒	×	×	24-1119	児玉郡市 広域消防本部	63J3	
2	中央	いまい台１	いまい台北公園	KD 41	36 度 13 分 32 秒	139 度 09 分 49 秒	○	×	25-1137	市都市計画課	90B1	
3	本庄	山王堂	本庄市自由広場	KD 45	38 度 15 分 48 秒	139 度 11 分 02 秒	×	×	24-7181	本庄市環境緑の会	6F5	
4	本庄	下仁手	利根川河川敷	KD 18	36 度 14 分 51 秒	139 度 10 分 53 秒	○	×	25-1152	市体育謀	28J3	
5	本庄	若泉２	若泉運動公園 第２グランド	KD 38	36 度 14 分 48 秒	139 度 10 分 53 秒	×	○	25-1152	市体育課	34D2	鍵：本庄 A.T. 受付：中央 A.C.P
6	児玉	小平	児玉総合運動公園	KD 40	36 度 10 分 03 秒	139 度 07 分 11 秒	×	▲	25-1152	市体育課	52J3	夜間：鍵は受付 児玉 T はポールの鍵
7	児玉	八幡山	児玉中学校	KD 17	36 度 11 分 35 秒	139 度 07 分 33 秒	×	×	72-0133	児玉中学校	26E2	

② 調達救援物資の集積所

名称	所在地	電話
本庄市役所	本庄 3-5-3	25－1111
児玉総合支所	児玉町八幡山 368	72－1331

10. その他

① 自治会の状況

番号	自治会名	世帯数	回覧数	掲示板	副会長数	支会長数
1	宮本町	1411	130	4	8	37
2	泉町	368	43	4	5	12
3	上町	227	25	3	3	13
4	照若町	1024	78	3	7	27
5	七軒町	802	93	1	5	32
6	仲町	124	12	0	3	6
7	本町	1028	92	3	6	28
8	南本町	813	60	2	5	13
9	台町	1409	133	14	7	33
10	末広町	1056	100	2	5	23
11	諏訪町	1456	165	6	8	19
12	朝日町	1855	265	5	10	25
13	鵜森	94	9	2	1	6
14	傍示堂	113	11	2	1	6
15	牧西	225	22	2	2	22
16	小和瀬	136	13	2	1	12
17	宮戸	104	12	1	1	11
18	堀田	131	10	1	1	10
19	滝瀬	68	6	1	1	5
20	仁手	118	10	3	1	10
21	下仁手	74	9	3	1	7
22	久々宇	121	10	2	1	9
23	田中	152	9	3	1	9
24	上仁手	83	6	3	1	6
25	都島	87	4	2	1	4
26	山王堂	162	12	3	2	12
27	沼和田	228	17	3	2	17
28	小島	1454	136	6	8	40
29	小島南	886	69	1	5	26
30	万年寺	386	39	3	2	12
31	下野堂	677	43	3	2	11
32	杉山	23	2	2	1	2
33	新井	60	5	2	1	5
34	三友	56	5	2	1	4
35	本田	144	10	2	1	6
36	新田原	306	14	3	1	8
37	久下塚	121	6	3	1	4
38	けや木	653	55	3	4	13
39	四季の里	535	59	2	3	8
40	栗崎	232	25	3	1	11
41	西五十子	447	44	5	4	14

番号	自治会名	世帯数	回覧数	掲示板	副会長数	支会長数
42	東五十子	127	11	1	1	11
43	東富田	65	8	1	1	8
44	曙	611	47	6	4	19
45	西富田	1163	112	4	6	31
46	四方田	183	12	2	1	12
47	東今井	222	17	3	1	9
48	西今井	270	14	6	2	12
49	共栄	30	3	2	1	3
50	長浜町	237	20	2	2	18
51	鍛治町	130	13	1	1	12
52	上町	195	25	1	1	25
53	仲町	152	21	1	1	16
54	新町	150	20	1	2	18
55	連雀町	56	11	2	1	11
56	本町	485	63	1	3	41
57	下町	1074	112	8	6	59
58	第一金屋	313	40	1	3	29
59	第二金屋	420	47	1	3	45
60	第三金屋	187	19	2	1	11
61	長沖	219	17	3	2	16
62	高柳	158	12	1	1	12
63	飯倉	128	11	5	1	10
64	宮内	146	14	2	1	14
65	塩谷	141	14	1	1	14
66	保木野	66	10	2	1	10
67	田端	149	18	3	1	14
68	秋山	158	23	4	1	26
69	風洞	118	18	2	1	18
70	東小平	118	17	0	1	17
71	西小平	126	10	4	1	10
72	太駄上	53	4	4	1	4
73	太駄中	39	6	1	1	6
74	太駄下	29	4	3	1	4
75	河内	77	10	4	1	10
76	稲沢	34	6	2	1	6
77	元田	61	6	3	1	6
78	蛭川	360	30	2	2	29
79	下真下	67	5	2	1	5
80	共栄	121	6	2	1	6
81	上真下	204	17	2	2	7
82	吉田林	618	68	1	3	56
83	入浅見	109	13	3	1	9
84	下浅見	176	14	2	1	14
85	高関	31	3	1	1	3

②　市内の民間宿泊施設

宿泊施設名	所在地	電話番号	備　考
ホテル　ルートイン本庄	駅南 1-4-3	22-1811	鉄筋造８Ｆ 収容人員 160 人
埼玉グランドホテル本庄	駅南 2-2-1	21-2111	鉄筋造 12Ｆ 収容人員 120 人
本庄ＢＳホテル	本庄 1-5-4	24-2177	鉄骨造３Ｆ 収容人員 28 人
ビジネスホテル　壱番館	本庄 2-7-17	21-5311	鉄骨造３Ｆ 収容人員 50 人
ホテル　本庄	本庄 1-1-8	24-8511	鉄筋造５Ｆ 収容人員 56 人
田島屋旅館	児玉町児玉 93-2	72-0011	木造３Ｆ 収容人員 20 人
いやし処ほてる寛楽	早稲田の杜 2-1-12	25-8088	木造 2F 収容人員 162 人

11. 生活再建支援

①　応急仮設住宅建設候補地

所在地	建設可能面積(m²)	現在の利用状態	所有者
字篭瀬 786	21,000	多目的グラウンド	本庄市
児玉町児玉 1344-3 番地他	2,500	駐車場	本庄市

12. 相互応援協定等

① 協定一覧

【国・県・市町村等】

締結先	協定等名称
深谷市・群馬県伊勢崎市	災害時における伊勢崎市、本庄市及び深谷市との相互応援に関する協定書
群馬県渋川市・加須市	災害時相互応援協定
県内市町村	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定
本庄上里学校給食組合	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定

【学校施設】

締結先	協定等名称
埼玉県立児玉高等学校	災害時における埼玉県立児玉高等学校の使用に関する覚書
埼玉県立児玉白楊高等学校	災害時における埼玉県立児玉白楊高等学校の使用に関する覚書
埼玉県立本庄特別支援学校	災害時における県立学校の使用に関する覚書
埼玉県立本庄特別支援学校	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
埼玉県立本庄高等学校	災害時における避難所の開設に関する覚書

【民間事業者・団体等】

締結先	協定等名称
アピタ本庄店	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
埼玉本庄農業協同組合	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
本庄市児玉郡薬剤師会	災害時における応急医薬品供給等の協力に関する協定書
本庄市アマチュア無線クラブ、 渋川市アマチュア無線非常通信協議会、 加須市アマチュア無線クラブ	アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書
本庄市児玉郡歯科医師会	災害時の医療活動に関する協定書
社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 本庄支部	災害時における民間賃貸住宅への入居の協力に関する協定書
三国コカ･コーラ株式会社	災害時における救援物資提供に関する協定書
三国コカ・コーラ株式会社、 医療法人本庄福島病院	災害時における救援物資提供と自販機運営に関する覚書
本庄市管工事業協同組合	水道施設災害応急工事等に関する協定書
埼玉県電気工事工業組合	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書
（社）埼玉県建設業協会児玉支部	災害応急工事等に関する協定書
社団法人埼玉県トラック協会 本庄・児玉郡支部	災害時における物資の輸送に関する協定書
一般社団法人埼玉県建設業協会児玉支部	災害時に利用する可搬式発動発電機の賃借に関する覚書
株式会社カインズ	災害時における生活物資の供給協力に関する協定
社会福祉法人安誠福祉会 介護老人福祉施設安誠園	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
社会福祉法人柏樹会	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
社会福祉法人宥和	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
社会福祉法人児玉福祉会	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
社会福祉法人武蔵野福祉会	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
社会福祉法人本庄ひまわり福祉会	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
社会福祉法人はなわ福祉会	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
一般社団法人埼玉県建設業協会児玉支部	地震・風水害・その他の災害時における応急対策業務に関する協定書
東京電力株式会社熊谷支社	災害時における本庄市と東京電力株式会社熊谷支社との電力復旧に関する協定書
株式会社ナック	災害時における飲料水等の優先供給に関する協定
埼玉県建築士事務所協会本庄支部	本庄市被災建築物応急危険度判定活動に関する協定書
埼玉建築士会児玉支部	本庄市被災建築物応急危険度判定活動に関する協定書

締結先	協定等名称
本庄市管工事業協同組合	除雪等業務に関する確認書
東日本電信電話株式会社	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書
一般社団法人本庄市児玉郡医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書
埼玉土地家屋調査士会	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書
本庄市内郵便局	災害時における本庄市と本庄市内郵便局の協力に関する協定書
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社本庄駅	地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 本庄早稲田駅	地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社児玉駅	地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書
社会福祉法人明正会	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

② 災害時における伊勢崎市、本庄市及び深谷市との相互応援に関する協定書（深谷市・群馬県伊勢崎市）

災害時における伊勢崎市、本庄市及び深谷市との相互応援に関する協定書

この協定は、伊勢崎市、本庄市及び深谷市（以下「協定市」という。）との協議により、協定市のいずれかの市域において、災害が発生し、被災した市独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができない場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６７条第１項の規定に基づき、協定市のいずれかが応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するため、次のとおり相互応援協定を締結する。

（連絡の窓口）

第１条　協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を取り合うとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品の供給及びその供給に必要な資機材の提供
(2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
(4) 救助及び応急復旧に必要な技術職、技能職員等の派遣
(5) ボランティアのあっせん
(6) 被災者を一時収容するための施設の提供及び被災者に対する住宅の提供
(7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けようとする市（以下「被災市」という。）から特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は通信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況
(2) 前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
(3) 前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
(4) 前条第６号に掲げる住宅の提供を要請する場合にあっては、希望する被災者の世帯数、人数及び期間
(5) 応援場所及び応援場所への経路
(6) 応援の期間
(7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主出動）

第４条　協定市は、事態が緊急を要するときは、被災市からの応援要請の有無にかかわらず、情報収集班を派遣し、災害の情報収集を行うとともに、必要な応援を行なうことができる。この場合において、前条に定める応援要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担については、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援をしようとする市（以下「支援市」という。）が負担する経費
　ア　派遣に要する経費及び派遣期間中の人件費
　イ　公務上の災害補償費
　ウ　車両機械器具及び被服の損料等の経費

エ　派遣した職員等（以下「派遣職員」という。）が被災市への往復途中で第三者に損害を与えた場合の賠償費等

オ　第４条の情報収集に要した経費

(2) 被災市が負担する経費

ア　派遣職員の食糧及び宿泊に要する経費

イ　派遣職員が応援中に第三者に損害を与えた場合の損害賠償費等（ただし、派遣職員の重大な過失により生じた場合の損害賠償費等については、支援市が負担する。）

ウ　応援物資の調達に要する経費

２　被災市が前項第２号の経費を支弁する暇がなく、かつ、被災市から要請があった場合には、支援市が当該経費を一時立替え支弁するものとする。

（派遣職員の公務災害等）

第６条　第２条第４号に掲げる応援を行った場合において、派遣職員が応援業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の公務災害補償に要する経費は、支援市の負担とする。ただし、派遣場所において、応急治療した場合の治療に要する経費は、被災市の負担とする。

（連絡責任者）

第７条　第３条に掲げる要請手続が確実かつ円滑に実施できるよう、第１条に定める連絡担当部局に連絡責任者を置くものとする。

（資料の交換）

第８条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう、地域防災計画その他の必要な資料を相互に交換し、保有するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、協定市がその都度協議して定めるものとする。

２　この協定の実施に関し必要な事項は、第１条に定める連絡担当部局が協議し、細目については、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、協定市の市長が署名のうえ各自１通を保有する。

附　則

この協定は、平成１８年６月２８日から適用する。

平成１８年６月２８日

本庄市長　　吉田　信解

深谷市長　　新井　家光

伊勢崎市長　　矢内　一雄

③　災害時相互応援協定書（群馬県渋川市・加須市）

災害時相互応援協定書

この協定は、埼玉県本庄市、群馬県渋川市及び埼玉県加須市（以下「協定市」という。）との協議により、協定市のいずれかの市域において、災害が発生し、被災した市独自では十分に被災者の救護等の応急措置ができない場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第１項の規定に基づき、協定市のいずれかが応援を必要とする場合の応急措置を円滑に遂行するため、次のとおり相互応援協定を締結する。

（連絡の窓口）

第１条　協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を取り合うとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は次に掲げるとおりとする。

（１）食料、飲料水、生活必需品の供給及びその供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供

（３）救援及び救助活動に必要な車両等の提供

（４）救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣

（５）ボランティアのあっせん

（６）被災者を一時収容するための施設の提供及び被災者に対する住宅の提供

（７）被災児童生徒の小中学校への一時受入

（８）前各号に定めるもののほか応援を受けようとする市（以下「被災市」という。）から特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　被災市は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）災害の状況

（２）前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等

（３）前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員等の職種及び人数

（４）前条第６号に掲げる住宅の提供を要請する場合にあっては、希望する被災者の世帯数、人数及び期間

（５）前条第７号に掲げる小中学校への一時受入を希望する場合にあっては、被災児童生徒の人数、学年及び期間

（６）応援の場所及び応援場所への経路

（７）応援の期間

（８）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主出動）

第４条　協定市は、事態が緊急を要するときは、被災市からの応援要請の有無にかかわらず、情報収集班を派遣し、災害の情報収集を行うとともに、必要な応援を行うことができる。この場合においては、前条に定める応援要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第５条　応援に要する経費の負担については、次に掲げるとおりとする。

（１）応援しようとする市（以下「支援市」という。）が負担する経費

ア　派遣に要する経費及び派遣期間中の人件費

イ　公務上の災害補償費
ウ　車両機械器具及び被服の損料等の経費
エ　派遣した職員等（以下「派遣職員」という。）が被災市への往復途中で第三者に損害を与えた場合の賠償費等
オ　前条の情報収集に要した経費
（２）被災市が負担する経費
ア　派遣職員の食料及び宿泊に要する経費
イ　派遣職員が応援中に第三者に損害を与えた場合の損害賠償費等（ただし、派遣職員の重大な過失により生じた場合の損害賠償費等については、支援市が負担する。）
ウ　応援物資の調達に要する経費
２　被災市が前項第２号の経費を支弁する暇がなく、かつ、被災市から要請があった場合には、支援市が当該経費を一時立替え支弁するものとする。

（派遣職員の公務災害等）
第６条　第２条第４号に掲げる応援を行った場合において、派遣職員が応援業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の公務災害補償に要する経費は、支援市の負担とする。ただし派遣場所において、応急治療した場合の治療に要する経費は、被災市の負担とする。

（連絡責任者）
第７条　第３条に掲げる応援要請の手続きが確実かつ円滑に実施できるよう、第１条に定める連絡担当部局に連絡責任者を置くものとする。

（資料の交換）
第８条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の必要な資料を相互に交換し、保有するものとする。

（その他）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、協定市がそのつど協議して定めるものとする。
２　この協定の実施に関し必要な事項は、第１条に定める連絡担当部局が協議し、細目については別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、協定市の市長が署名のうえ、各自１通を保有する。

平成１９年３月３０日

埼玉県本庄市
本庄市長　　吉　田　信　解

群馬県渋川市
渋川市長　　木　暮　治　一

埼玉県加須市
加須市長　　大　橋　良　一

④　災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（県内市町村）

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

（日的）

第１条　この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第６７条第１項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

（応援の種類）

第２条　この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供

（４〉　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

（５）　被災者の一時収容のための施設の提供

（６）　被災傷病者の受入れ

（７）　遺体の火葬のための施設の提供

（８〉　ボランティア受付及び活動調整

（９）　被災児童及び生徒の応急教育の受入れ

（１０〉　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

（１）　被害の状況

（２）　応援の種類

（３）　応援の具体的な内容及び必要量

（４）　応援を希望する期間

（５）　応援場所及び応援場所への経路

（６）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

３　被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

２　前条第２項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

（応援の調整）

第５条　知事は、前２条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

（情報の交換等）

第６条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

（その他）

第７条　この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

２　この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

１　この協定は、平成１９年５月１日から施行する。

２　この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成１９年５月１日

同　意　書

本庄市は、「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を平成１９年５月１日をもって締結し、発効させることに同意します。

平成１９年　５月１日

住　　所　埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号

市町村名　本庄市

代 表 者　本庄市長　吉田信解

⑤　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（本庄上里学校給食組合）

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）及び上里町（以下「乙」という。）と本庄上里学校給食組合（以下「丙」という。）は、本庄市内及び上里町内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るために、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）
第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲又は乙が災害対策本部を設置し、丙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）
第２条　災害時において甲又は乙が応急生活物資を必要とするときは、甲又は乙は、丙に対し丙の管理下にある物資の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）
第３条　丙は、前条の規定により甲又は乙から要請を受けたときは、その管理下にある物資の優先供給について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）
第４条　甲又は乙が丙に要請する災害時の応急生活物資は、原則として米飯とする。ただし、必要に応じ、管理下にあるその他の物資の提供及び施設を活用して提供可能な応急生活物資については、その都度協議して決定する。

（応急生活物資供給の要請手続）
第５条　甲又は乙の丙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）
第６条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲又は乙は、必要に応じて丙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取り）
第７条　応急生活物資の引渡し場所は、甲又は乙が丙と協議して決定するものとし、当該場所において丙の納品書等に基づき、甲又は乙が確認の上、引取るものとする。

（費用）
第８条　第３条及び第６条の規定により丙が甲又は乙に供給した応急生活物資の対価及び丙が行った運搬等の費用については甲又は乙がそれぞれ負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、丙が保有生活物資の供給及び運搬終了後、丙の提出する供給確認書等に基づき、適正価格により甲又は乙と丙との協議の上、決定するものとする。

（その他必要な支援）

第９条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲又は乙と丙との協議の上決定するものとする。

（法令の遵守）
第１１条 この協定の施行にあたっては、学校給食法その他法令を遵守するものとする。

（定めのない事項等）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲又は乙と丙との間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれの１通を所持することとする。

平成２４年　１月　４日

住　所　　本庄市本庄３丁目５番３号

機関名　　本 庄 市

本 庄 市 長

住　所　　児玉郡上里町１丁目１１番２７号

機関名　　上 里 町

上 里 町 長

住　所　　本庄市小島南１丁目８番１号

機関名　　本庄上里学校給食組合

副 管 理 者

⑥　災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局長）

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長　下保　修（以下「甲」という。）と、本庄市長　吉田　信解（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目　的）
第１条　この協定は、本庄市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）
第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。
一　本庄市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
二　本庄市災害対策本部が設置された場合
三　その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）
第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。
一　一般被害状況に関すること
二　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
三　その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）
第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。
　なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）
第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）
第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成２４年　６月　１日

甲）埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館

国土交通省

関東地方整備局長　　下　保　　修

乙）埼玉県本庄市本庄３丁目５番地３

埼玉県本庄市

本庄市長　　吉　田　信　解

⑦　災害時における埼玉県立児玉高等学校の使用に関する覚書（埼玉県立児玉高等学校）

災害時における埼玉県立児玉高等学校の使用に関する覚書

埼玉県立児玉高等学校（以下「甲」という。）と本庄市（以下「乙」という。）は、本庄市が避難場所として指定する甲の施設について、災害時に避難施設として使用するに当たり、管理・運営方法等を、埼玉県地域防災計画（震災対策編）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（避難施設）
第１条　この覚書において、「避難施設」とは、甲の施設のうち避難場所として使用する「体育館」及び「グラウンド」をいう。

（鍵の貸与）
第２条　甲は、災害発生時に備え、乙に別紙１の鍵を１組貸与し、乙は貸与された鍵を適正に保管するものとする。
２　乙は、貸与された鍵の保管責任者を文書で甲に報告するものとする。
また、保管責任者に変更があった場合には、その都度文書で甲に報告するものとする。

（避難施設の開設等）
第３条　乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難施設を開設することができる。
２　乙は、避難施設を開設した場合において、乙が開設した他の避難場所と同様に被災情報の伝達及び救援物資等の提供を行うものとする。

（防災関連情報の交換）
第４条　甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

（防災訓練の参加）
第５条　甲は、乙が行う避難施設を利用した防災訓練等に協力するものとする。なお、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）
第６条　甲及び乙は、この覚書に関する連絡責任者をそれぞれ定め、相互に通知するものとする。

（覚書の有効期間）
第７条　この覚書は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

（協議）
第８条　前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの１通を所持する。

平成２３年７月１日

埼玉県本庄市児玉町八幡山４１０番地
甲　埼玉県立児玉高等学校
校　長　　長　島　武　志

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
乙　埼玉県本庄市
本庄市長　吉　田　信　解

⑧　災害時における埼玉県立児玉白楊高等学校の使用に関する覚書

災害時における埼玉県立児玉白楊高等学校の使用に関する覚書

埼玉県立児玉自楊高等学校（以下「甲」という。）と本庄市（以下「乙」という。）は、本庄市が避難場所として指定する甲の施設について、災害時に避難施設として使用するに当たり、管理・運営方法等を、埼玉県地域防災計画（震災対策編）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（避難施設）
第１条　この覚書において、「避難施設」とは、甲の施設のうち避難場所として使用する「体育館」及び「グラウンド」をいう。

（鍵の貸与）
第２条　甲は、災害発生時に備え、乙に別紙１の鍵を１組貸与し、乙は貸与された鍵を適正に保管するものとする。
２　乙は、貸与された鍵の保管責任者を文書で甲に報告するものとする。
また、保管責任者に変更があった場合には、その都度文書で甲に報告するものとする。

（避難施設の開設等）
第３条　乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難施設を開設することができる。
２　乙は、避難施設を開設した場合において、乙が開設した他の避難場所と同様に被災情報の伝達及び救援物資等の提供を行うものとする。

（防災関連情報の交換）
第４条　甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

（防災訓練の参加）
第５条　甲は、乙が行う避難施設を利用した防災訓練等に協力するものとする。なお、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）
第６条　甲及び乙は、この覚書に関する連絡責任者をそれぞれ定め、相互に通知するものとする。

（覚書の有効期間）
第７条　この覚書は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

（協議）
第８条　前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの１通を所持する。

平成２３年７月１日

埼玉県本庄市児玉町金屋９８０番地
甲　埼玉県立白楊高等学校
校　長　　竹　揮　　優

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
乙　埼玉県本庄市
本庄市長　吉　田　信　解

⑨　災害時における県立学校の使用に関する覚書（埼玉県立本庄特別支援学校）

災害時における県立学校の使用に関する覚書

埼玉県立本庄特別支援学校（以下「甲」という。）と本庄市（以下「乙」という。）は、本庄市地域防災計画において避難場所として指定されている甲の施設について、災害時に避難施設として使用するに当たり、管理・運営方法等を、埼玉県地域防災計画（震災対策編）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（避難施設）
第１条　この覚書において、「避難施設」とは、甲の施設のうち避難場所として使用する「体育館」及び「グラウンド」をいう。

（鍵の貸与）
第２条　甲は、災害発生時に備え、乙に別紙１の鍵を１組貸与し、乙は貸与された鍵を適正に保管するものとする。
２　乙は、貸与された鍵の保管責任者を文書で甲に報告するものとする。
また、保管責任者に変更があった場合には、その都度文書で甲に報告するものとする。

（避難施設の開設等）
第３条　乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難施設を開設することができる。
２　乙は、避難施設を開設した場合において、他の避難場所と同様に被災情報の伝達及び救援物資等の提供を行うものとする。

（防災関連情報の交換）
第４条　甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

（防災訓練の参加）
第５条　甲は、乙が行う避難施設を利用した防災訓練等に協力するものとする。なお、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）
第６条　甲及び乙は、この覚書に関する連絡責任者をそれぞれ定め、相互に通知するものとする。

（覚書の有効期間）
第７条　この覚書は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

（協議）
第８条　前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの１通を所持する。

平成２３年１０月２６日

本庄市栗崎８２８
甲　埼玉県
埼玉県立本庄特別支援学校
校　長　　新　井　茂　登

本庄市本庄３－５－３
乙　本庄市
本庄市長　　吉　田　信　解

⑩　災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（埼玉県立本庄特別支援学校）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

埼玉県本庄市（以下「甲」という。）と埼玉県立本庄特別支援学校（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大規模地震、風水害及びその他の災害により、要援護者に避難が必要となった場合に、乙の運営する施設内に、福祉避難所を設置運営することについて、必要な事項を定める。

（対象者）
第２条　この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所または入院していない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（福祉避難所の開設）
第３条　甲は、福祉避難所を開設する必要性が生じた場合は、文書（様式第１号）により乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
２　乙は、甲からの要請に基づき可能な範囲内で応じるよう努めなければならない。

（対象者の移送）
第４条　甲の要請により、乙の施設内に福祉避難所を開設した場合、福祉避難所への当該対象者の移送の方法は、原則として当該対象者の家族又は、支援者が行うものとする。
２　甲は、移送時に、次の事項を記載した文書（様式第２号）を乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により通知することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
（１）当該対象者の住所、氏名、生年月日、性別、心身の状況、連絡先等
（２）その他、避難所生活を送るうえでの注意事項等

（福祉避難所の運営）
第５条　福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。
２　甲は、乙に対し必要な情報を、迅速に提供するよう努める。
３　甲は、乙が対象者を適切に介護できるように、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
４　甲は、日常生活用具、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努める。

（経費の負担）
第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（開設の期間）
第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の閉鎖）
第８条　甲は、避難所を閉鎖する場合には、その旨を文書（様式第３号）にて乙に通知するものとす

る。

（協定期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がないかぎり同一の内容をもって継続するものとする。
２　前項の解消の申出は、２カ月前までに相手方に文書により通知するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの１通を所持する。

平成２５年　４月１５日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
甲　埼玉県本庄市
本庄市長　吉　田　信　解

埼玉県本庄市栗崎８２８番地
乙　埼玉県立本庄特別支援学校
校長　新　井　茂　登

⑪　災害時における避難所の開設に関する覚書

災害時における避難所の開設に関する覚書

埼玉県立本庄高等学校（以下「甲」という。）と本庄市（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所の開設に関する覚書を次のとおり締結する。

（目的）
第１条　この覚書は、本庄市内において災害発生又は災害の発生する恐れのある場合における被災者及び避難者に対する支援のため、乙が避難所として甲の施設を使用することについて、必要な事項を定めるものである。

（対象施設）
第２条　対象施設は、甲の施設のうち、武道館、体育館、合宿所及びグラウンドとする。
２　その他、必要とする施設については、その都度甲の同意を要するものとする。

（避難所の開設）
第３条　災害時において甲の施設を避難所として開設する必要が生じた場合、事前に甲に対し避難所開設申請書（様式１）又は口頭により申請しなければならない。ただし、口頭で申請した場合は、速やかに避難所開設申請書を提出するものとする。
２　乙は前項の規定に限らず、必要と認める場合にあっては、自らの責任において事前に預かった鍵により開錠し、避難所を開設できるものとする。なお、この場合にあっても、速やかに避難所開設申請書を提出しなければならない。

（避難所の管理運営）
第４条　避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

（経費の負担）
第５条　乙は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。
２　前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上、負担すべき額を決定する

（避難所の閉鎖）
第６条　乙は、甲の管理する施設における避難所を閉鎖するときは、甲に避難所閉鎖通知書（様式２）を提出するとともに、速やかに施設を原状に復するものとする。

（実施責任者）
第７条　この覚書に関する実施責任者は、甲においては校長、乙においては本庄市災害対策本部長とする。

（細則）
第８条　この覚書を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定める。

（疑義の解決）
第９条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上決定する。

（覚書の有効期間）

第１０条　この覚書は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年　３月　１日

甲　埼玉県立本庄高等学校
校長　　埴岡　正人

乙　本庄市
本庄市長　吉田　信解

⑫　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（アピタ本庄店）

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）とアピタ本庄店（以下「乙」という。）は本庄市内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るために、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）
第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）
第２条　災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）
第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）
第４条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表１のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）
第５条　甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の引取り）
第６条　応急生活物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引取るものとする。

（費　用）
第７条　第３条及び第６条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、適正価格により甲乙協議の上、決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）
第８条　乙は、他の店舗等との間で、災害時における広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）
第９条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（法令の遵守）
第 10 条　この協定の施行に当たっては、商品取引所法その他法令を遵守するものとする。

（定めのない事項等）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

平成 ８ 年 ６ 月１３日

本庄市本庄３丁目５番３号

甲　本庄市

本庄市長　茂　木　　稔

本庄市南１丁目２番１０号

乙　アピタ本庄店

（別表１）

災 害 時 応 急 生 活 物 資

段階	第 1 段 階 ライフラインストップ	第 2 段 階 電 気 復 帰	第 3 段 階 水 道 復 旧
期間	災害当日～３日	４日～６日	７ 日 ～
品目	◎水・飲料水 ◎菓子パン ◎牛乳（ＬＬ） ◎果物（バナナ） ◎レトルト食品（ごはん） 缶詰（ｲｰｼﾞｰｵｰﾌﾟﾝ） 電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ 濡れティッシュ トイレットペーパー 紙おむつ 卓上ガスコンロ なべ	水・飲料水 牛乳（ＬＬ） 切り餅 レトルト食品（ごはん） 缶詰（ｲｰｼﾞｰｵｰﾌﾟﾝ） インスタントラーメン 紙おむつ なべ 濡れティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 紙コップ・紙皿 トイレットペーパー	米 食パン 麺類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 レトルト食品（おかず類） インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 トイレットペーパー 下着・靴下 なべ マスク
夏	蚊取り線香		
冬	使い捨てカイロ、毛布		

（注１）応急生活物資は、おおむね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

（注２）品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

（注３）◎印は、災害直後最優先に調達すべき品目

⑬　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（埼玉本庄農業協同組合）

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と埼玉本庄農業協同組合（以下「乙」という。）は本庄市内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るために、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）
第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）
第２条　災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）
第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）
第４条　甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表１のとおり指定する。

（応急生活物資供給の要請手続）
第５条　甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）
第６条　応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引取り）
第７条　応急生活物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引取るものとする。

（費用）
第８条　第３条及び第６条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、適正価格により甲乙協議の上、決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）
第９条　乙は、他の農業協同組合等との間で、災害時における農業協同組合間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（その他必要な支援）
第１０条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（法令の遵守）
第１１条　この協定の施行に当たっては、農業協同組合法その他法令を遵守するものとする。

（定めのない事項等）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

平成８年６月２１日

本庄市本庄３丁目５番３号
甲　本　庄　市

本　庄　市　長　　茂木　　稔

本庄市若泉１丁目１１番２７号
乙　埼玉本庄農業協同組合

組　　合　　長　　小暮　昭三

（別表１）　　**災　害　時　応　急　生　活　物　資**

段階	第　１　段　階 ﾗｲﾌﾗｲﾝｽﾄｯﾌﾟ	第　２　段　階 電　気　復　帰	第　３　段　階 水　道　復　旧
期間	災害当日～３日	４日～６日	７日～
品目	◎飲料水　㊟ ◎菓子パン　仕 ◎牛乳　仕 ◎果物　仕 ◎ﾚﾄﾙﾄ食品（ごはん）　仕 缶詰　仕 懐中電灯　仕 バケツ　仕 軍手　仕 濡れティッシュ　仕 ガムテープ　㊟ トイレットペーパー　㊟ 紙おむつ　仕 ｶﾞｽﾎﾞﾝﾍﾞ、ｶﾞｽｺﾝﾛ　㊟ 卓上ｶﾞｽｺﾝﾛ　仕 なべ　㊟	飲料水　㊟ ｲﾝｽﾀﾝﾄﾗｰﾒﾝ　㊟ 切り餅　仕 ﾚﾄﾙﾄ食品（ごはん）　仕 缶詰　仕 紙おむつ　仕 なべ　㊟ 濡れティッシュ　仕 生理用品　仕 下着・靴下　仕 タオル　仕 紙コップ・紙皿　仕 トイレットペーパー　㊟	米 食パン　エ めん類　仕 バター・ジャム 肉・魚　エ 野菜 果物　仕 ﾚﾄﾙﾄ食品（おかず類）　仕 ｲﾝｽﾀﾝﾄﾗｰﾒﾝ　仕 緑茶・コーヒー・紅茶　仕 トイレットペーパー　仕 下着・靴下 なべ　エ マスク 仕 エ 仕 エ 仕
夏	蚊取り線香　－－－－－－－－－　仕		
冬	使い捨てカイロ、毛布　－－－　仕		

（注１）応急生活物資は、おおむね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
（注２）品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。
（注３）◎印は、災害直後最優先に調達すべき品目
（注４）㊟－－－在庫品　　仕－－－仕入可能品

⑭　災害時における応急医薬品供給等の協力に関する協定書（本庄市児玉郡薬剤師会）

災害時における応急医薬品供給等の協力に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と本庄市児玉郡薬剤師会（以下「乙」という。）は本庄市内における地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、相互に協力して災害時の市民生活の健全を図るために、医薬品等の調達及び供給等に関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）
第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（医薬品等供給の協力要請）
第２条　災害時において甲が医薬品等を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の保有医薬品等の供給について協力を要請することができる。

（医薬品等供給の協力実施）
第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有医薬品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（医薬品等）
第４条　甲が乙に要請する災害時の医薬品等は、被害の状況に応じ、原則として別表１のとおり指定する。

（医薬品等供給の要請手続）
第５条　甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（医薬品等の運搬）
第６条　医薬品等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（医薬品等の引取り）
第７条　医薬品等の引渡し場所は、甲、乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引取るものとする。

（費　用）
第８条　第３条及び第６条の規定により乙が供給した医薬品等の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、乙が保有医薬品等の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、適正価格により甲、乙協議の上、決定するものとする。

（その他必要な支援）
第９条　甲と大規模災害時相互応援協定を締結している市において、災害が発生した場合は、第２条の規定を準用する。ただし、内容については、甲、乙協議の上決定するものとする。

（法令の遵守）
第 10 条　この協定の施行に当たっては、薬事法その他法令を遵守するものとする。

（定めのない事項等）
第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

平成 8 年 8 月 5 日

本庄市本庄３丁目５番３号

甲　本庄市

本庄市長　　茂　木　　稔

本庄市本庄２丁目２番５号

乙　本庄市児玉郡薬剤師会

会　　長　　持　田　　康　熙

（別表１）

災 害 時 応 急 医 薬 品

品目	抗生物質	三角布
	痛み止め	逆性石鹸（ハイアミン液）
	止血剤	目薬（涙型）
	風邪薬	正露丸
	消毒アルコール	胃腸薬
	オキシドール	濡れティッシュ
	包帯	清浄綿
	バンソウコウ（布紙）	脱脂綿
	カットバン	シロップ
	マキロン	水枕
	トイレロール	
夏	蚊取り線香	
冬	使い捨てカイロ	

（注１）応急医薬品は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

（注２）品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

⑮　アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書（本庄市アマチュア無線クラブ・渋川市アマチュア無線非常通信協議会・加須市アマチュア無線クラブ）

アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書

本庄市・渋川市・加須市（以下「甲」という。）と本庄市アマチュア無線クラブ・渋川市アマチュア無線非常通信協議会・加須市アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の行政区域及びその周辺で大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、乙の会員（以下「会員」という。）が甲に協力して、災害に関する情報の収集・伝達を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に定めるものをいう。

（ボランティア活動）

第３条　この協定に基づき行う会員の活動は、自己の郷土愛に基づくボランティア活動とする。

（要請）

第４条　甲の行政区域及びその周辺で、災害が発生し防災行政無線回線、公衆通信回線その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集・伝達上必要があると認めたときは、乙に対し、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

（要請手続）

第５条　この協定に基づく要請手続は、各連絡担当部局に連絡責任者を置き、その者が担当する。

２　前項の要請手続は、口頭、電話等をもって行い、事後において文章を提出するものとする。

（情報収集内容）

第６条　乙は、次に掲げる事項についてその内容を収集し、甲に連絡するものとする。

(1) 災害発生の場合及びその状況
(2) 火災、建物倒壊等による被災者の発生状況及び救護状況
(3) 道路情報及び交通機関の運行状況
(4) 住民の避難状況
(5) ライフラインの被害状況及び応急対策の状況
(6) 医療機関の開設状況
(7) その他必要と認められる事項

（費用）

第７条　情報収集にかかる費用は無償とする。

（名簿の提出）

第８条　乙の長は、毎年１回その会員の名簿を甲に提出するものとする。

（便宜供与）

第９条　甲は、第４条に定める協力を要請した場合において、乙又は会員から情報連絡用に設置するアマチュア無線局の設置について協力をもとめられたときは、これに協力するものとする。

（訓練の参加）

第１０条　乙は、甲が実施する防災訓練に参加することができる。

（協定期間）

第１１条　この協定は、平成１２年４月１日から平成１３年３月３１日までとする。

２　前項の協定期間は、甲、乙から何らの意思表示のないときは、協定期間は更に１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）
第１２条　この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、甲、乙記名捺印の上、各１通を保有する。

平成１２年４月１日

甲　本庄市本庄３丁目５番３号
本庄市
本庄市長　　茂　木　　稔

乙　本庄市アマチュア無線クラブ

会　　長　　中　沢　　要

甲　渋川市石原８０番地
渋川市
渋川市長　　登　坂　　秀

乙　渋川市アマチュア無線非常通信協議会

会　　長　　飯　塚　一　雄

甲　加須市大字下三俣２９０番地
加須市
加須市長　　高　瀬　一太郎

乙　加須市アマチュア無線クラブ

会　　長　　柿　沼　茂　明

⑯　災害時の医療活動に関する協定書（本庄市児玉郡歯科医師会）

災害時の医療活動に関する協定書

本庄市、美里町、児玉町、神川町、神泉村及び上里町（以下「甲」という。）と本庄市児玉郡歯科医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の構成員が定める地域防災計画等にもとづき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、甲の構成員が定める地域防災計画等にもとづき医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、すみやかに医療救護班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第３条　医療救護班の業務は次のとおりとする。

一　傷病者に対する応急処置

二　後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

三　死亡の確認及び身元不明者の確認

（医療救護班の輸送）

第４条　乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄及び輸送）

第５条　乙所属の医療救護班は、原則として甲が備える医薬品等を使用するものとする。

２　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

３　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第６条　救護所における医療費は、無料とする。

２　後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第７条　第２条の規定にもとづき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

一　医療救護班の出動に要した費用

二　医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

三　医療救護班の歯科医師、歯科衛生士及びその関係者（事務職員等）が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費は、甲の構成員が定める条例の定めるところによる。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため本協定書を７通作成し、記名押印の上、各１通を保有する。

平成１２年　１２月１２日

甲　　本庄市本庄３丁目５番３号
　本庄市
　　本庄市長　　茂木　　稔

美里町大字木部３２３番地１
　美里町
　　美里町長　　野口　重信

児玉町大字八幡山３６８番地
　児玉町
　　児玉町長　　小柏　儀一

神川町大字植竹９０９番地
　神川町
　　神川町長　　田村　　啓

神泉村大字下阿久原８１６番地１
　神泉村
　　神泉村長　　貫井　清英

上里町大字七本木９３０番地
　上里町
　　上里町長　　相川　武雄

乙　　本庄市児玉郡歯科医師会
　　会　　長　　宮田　好勝

⑰　災害時における民間賃貸住宅への入居の協力に関する協定書（社団法人埼玉県宅地建物取引業協会本庄支部）

災害時における民間賃貸住宅への入居の協力に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会本庄支部（以下「乙」という。）は、本庄市内における地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）発生に際し、被災市民（以下「被災者」という。）が民間賃貸住宅へ入居することに関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲と乙が連携し、本庄市内における災害に際し、被災者の民間賃貸住宅への迅速な入居を確保することによって、生活の早期安定を図ることを目的とする。

（情報の提供）
第２条　災害時において被災者の住居を確保するため、甲が乙に対し即時に入居可能な民間賃貸住宅の情報提供を求めたときは、乙はその情報を甲に提供するものとする。

（入居の斡旋）
第３条　甲は前条の情報を被災者に提示し、被災者が入居の意思を示した場合は、乙はその物件を被災者に斡旋するものとする。

（入居の手続き）
第４条　入居に関する手続きについては、乙と被災者との間で行うものとする。

（定めのない事項）
第５条　この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成１６年　９月　１日

本庄市本庄３丁目５番３号
甲　本庄市
本庄市長　茂　木　　稔

本庄市大字北堀８９６番地
乙　社団法人埼玉県宅地建物取引業協会本庄支部
支部長　三　宅　　健　吉

⑱　災害時における救援物資提供に関する協定書（三国コカ・コーラボトリング株式会社）

災害時における救援物資提供に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　本庄市内に震度５弱以上の地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

２　乙は、前項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

３　乙は、第１項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通、停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

４　乙は、第１項の要請があった時は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

５　飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の手続き）

第３条　甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の解消の申し出は、１ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第５条　この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各１通を保有する。

平成１７年　６月２０日

本庄市本庄３丁目５番３号
甲　　本　庄　市

本　庄　市　長　　茂木　　稔

桶川市加納１８０番地
乙　　三国コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長　　平野　博史

別記様式（第３条関係）

救援物資（飲料水）提供要請書

年　　月　　日

三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長　　様

本庄市長

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定第３条の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	
電話要請日時	
電話要請者（本庄市）・応答者（三国）氏名	要：　　応：
物資搬入等における本庄市担当者	本庄市　　部　　課 氏名　　電話
その他	

⑲　災害時における救援物資提供と自販機運営に関する覚書（三国コカ・コーラボトリング株式会社・医療法人本庄福島病院）

災害時における救援物資提供と自販機運営に関する覚書

本庄市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）と医療法人本庄福島病院　本庄総合病院（以下「丙」という。）は、丙に設置の地峡貢献型自動販売機（メッセージボー用事載型自販機（以下「自販機」という。））の災害時における運営と救援物資提供について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、平成１７年６月２０日に甲乙間で締結した「災害時における救援物資提供に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、丙に設置した自販機の運営と救援物資に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

２　自販機の管理運営は乙が行うものとする。

３　協定書に合わせて本庄市内に震度５弱以上の地震、及び風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲に対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について乙に要請があった時、乙は次条により協力するものとする。

（運営の内容）

第２条　乙は、自販機の機内秘事の製品を丙に避難してきた住民又は丙の入院患者及び職員に無償提供するものとする。

２　無償提供の操作は、甲が行なうものとする。甲が操作不可能の場合は、丙が行なうものとする。

３　災害時において、甲に災害対策本部が設置された場合は、その災害対策本部の指示により、甲がメッセージボードに災害情報の入力を行なうものとする。甲が操作不可能の場合は、丙が行なうものとする。

ただし、丙は他の情報の入力を行なわないものとする。

４　丙は、飲料水の供給が必要な場合は、甲に要請する。甲は、協定書の第２条第４項の規定に従い、受けた要請を速やかに乙に要請する。乙は、飲料水を甲の指示する場所へ届けるものとする。但し飲料水の費用は甲が負担するものとする。

５　乙は、第４項の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。

ただし、道路不通や停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（要請の手続き）

第３条　丙は、前条の第２項から第４項までを実施する場合は、事前に口頭又は電話等により、甲に連絡する。

２　甲は、丙から連絡があった場合は、速やかに乙に報告するものとする。

（期間）

第４条この覚書の有効期間は、平成２０年　２月　１日より平成２１年１月３１日までとする。但し、甲、乙及び丙のいずれからも、この覚書の解消の申し出がない場合は、この有効期間を１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。但し、協定書の解消がされたときをもって、本覚書は解消となる。

２　前項の解消の申し出は、有効期限の１ケ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第５条　この覚書に定めるものの他、この覚書の実施に関して必要な事項、その他この覚書に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２０年　２月　１日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号

甲　本庄市

本庄市長　吉　田　信　解

埼玉県桶川市大字加納１８０番地

乙　三国コカ・コーラボトリング株式会社

執行役員　営業本部
埼玉支社長　原　　義　之

埼玉県本庄市北堀１７８０番地

丙　医療法人本庄福島病院　本庄総合病院

院長　　石　原　道　臣

⑳　水道施設災害応急工事等に関する協定書

水道施設災害応急工事等に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と本庄市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震により生ずる被害、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６５条第１項の規定により実施する応急措置に係る工事の施工に関し、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害時における民間協力の一環として、災害に対し迅速かつ的確に対応し、市民の日常生活の安定及び確保を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために応急措置を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる業務（以下「災害応急工事等」という。）への従事を要請することができる。

(1) 甲の管理する水道施設その他の付帯施設で災害を受けたものの応急復旧

(2) その他甲が必要と認める応急措置

２　前項の規定にかかわらず、甲は、災害の状況等によりやむを得ないと認める場合には、乙の組合員で、かつ、本庄市指定給水装置工事事業者として指定を受けた者（以下「施工業者」という。）に災害応急工事等への従事を要請することができる。

（協力体制）

第３条　乙は、甲と協議の上、災害応急工事等に従事する施工業者及びその者が従事する区域又は区間を定め、協力体制を整備する。

２　甲又は乙は、やむを得ない場合には甲乙協議の上、前項の規定により定めた施工業者又は区域若しくは区間を変更することができる。この場合において、乙が変更した事項については、速やかに甲に報告しなければならない。

（工事の施工）

第４条　乙は、第２条第１項の規定による要請を受けたときは、直ちに施工業者に連絡しなければならない。

２　施工業者は、前項の連絡を受けたとき又は第２条第２項の要請を受けたときは、甲の職員の指示に従い災害応急工事等に従事しなければならない。

（費用の負担）

第５条　甲は、災害応急工事等に従事した施工業者に対し、本庄市上水道給配水装置工事及び修繕工事の標準単価に従い、その従事に要した費用を弁償しなければならない。ただし、当該標準単価に従うことが適当でないと認められるときは、厚生労働省の積算基準に従い、積算した費用を弁償するものとする。

（災害補償）

第６条　災害応急工事等に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害

の状態となったときは、甲は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を、市町村消防団員等公務災害補償条例（平成１８年埼玉県市町村総合事務組合条例第２８号）の例に準じて、補償しなければならない。ただし、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の規定による補償を受けられる者については、この限りでない。

２　乙は、前項の補償に係る協議について協力するものとする。

（実施細目）

第７条　この協定に関する業務の実施細目は、甲乙協議の上別に定めるものとする。

（協定の期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。

２　前項の期間満了の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、期間満了後においても、この協定を同一条件で更新したものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２１年　８月２４日

甲）本庄市本庄３丁目５番３号

本庄市

本庄市長　　吉　田　信　解

乙）本庄市千代田３丁目２番１１号

本庄市管工事業協同組合

理事長　　田　中　政　明

㉑　災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（埼玉県電気工事工業組合）

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、埼玉県本庄市（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、本庄市内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第２条　甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（１）　公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。

（２）　市内における電気に係る事故防止に関すること。

（３）　活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。

（４）　前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。

（５）　災害発生時における復旧に関すること。

２　甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第３条　甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第１）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

（１）　支援協力の種類

（２）　支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等

（３）　支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第４条　前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第５条　乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第２）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第２）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第６条　乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）
第７条　乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、平成２２年１１月１２日から平成２３年３月３１日までとする。
２　前項の規定にかかわらず、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から１年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第９条　協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

平成２２年１１月１２日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号

甲　埼玉県本庄市

本庄市長　吉　田　信　解

埼玉県さいたま市北区植竹町１丁目８２０番地６

乙　埼玉県電気工事工業組合

理 事 長　小　澤　浩　二

様式第１（第３条関係）

年　　月　　日

埼玉県電気工事工業組合
理事長　　様
(FAX ０４８－６６３－０２９８)

本庄市長

支　援　要　請　書

平成２２年１１月１２日付けで締結した「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書第３条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

１　支援協力の種類
□　電気設備等の被害復旧
□　市内における電気に係る事故防止に関すること。
□　活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

２　支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等
□　避難場所の電気設備等の被害復旧
□　市庁舎等の電気設備等の被害復旧
□　その他の施設の電気設備等の被害復旧

・施　設　名：
・場所（住所）：
・責 任 者 名：職名　　氏名
・電 話 番 号：
・携 帯 番 号：

３　支援協力を希望する期間
年　　月　　日（　）から　　年　　月　　日（　）まで

様式第２（第５条関係）

年　　月　　日

本庄市長　　様

埼玉県電気工事工業組合
理事長

災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第５条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
作業内容		
作業実施業者名	会社名	
	担当者名	
	電話番号	

㉒　災害応急工事等に関する協定書（社団法人埼玉県建設業協会児玉支部）

災害応急工事等に関する協定書

埼玉県本庄市（以下「甲」という。）と（社）埼玉県建設業協会児玉支部（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に応急措置に係わる工事等の施工に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における民間協力の一環として、災害に対し迅速かつ的確に対応し、市民生活の安定とその確保を図ることを目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために応急措置を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、災害応急工事等協力要請書（別記様式）により、次の業務（以下「災害応急工事等」という。）への従事を要請することができる。 ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに災害応急工事等協力要請書を交付するものとする。

（１）甲の管理する道路、河川その他の公共土木施設で災害を受けたものの応急復旧

（２）災害を受けた工作物又は物件で日常生活に著しい影響を及ぼしているものの除去

（３）その他甲が必要と認める応急措置

２　前項の規定にかかわらず、甲は、災害の状況等によりやむを得ないと認める場合には、乙の会員以外の業者に災害応急工事等への従事を要請することができる。

（連絡体制）

第３条　乙は、応急措置を円滑に実施するため、年度毎に情報連絡体制を定め毎年度当初に甲に通知するものとする。変更があった場合も同様に通知するものとする。

（工事の施工）

第４条　乙は、第２条第１項の規定による要請を受けたときは、直ちに災害応急工事等を実施するものとする。ただし、特別な事情により実施ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

２ 前項の規定による連絡を受けた乙は、甲の職員の指示に従い、直ちに必要な人員、機械等を出動させ、工事を施工するものとする。ただし、現地に甲の職員が派遣されていないときは、乙の責任において応急工事を実施することができる。なお、工事を実施した場合は速やかに甲に連絡するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工等の価格は、適正な価格とする。

（協定の期間）

第６条　この規定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。

２ 前項の期間満了の日１箇月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

（協議）
第７条　この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２２年１２月　９　日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号

甲　　埼玉県本庄市

本庄市長　吉田　信解

埼玉県本庄市西富田３０３－１

乙　　（社）埼玉県建設業協会児玉支部

支部長　竹並　紀松

㉓　災害時における物資の輸送に関する協定書（社団法人埼玉県トラック協会本庄・児玉郡支部）

災害時における物資の輸送に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会本庄・児玉郡支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　　本庄市地域防災計画の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第２条　　甲は、この協定による要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第１号）（以下「要請書」という。）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

(1) 要請理由
(2) 輸送する物資名、数量及び輸送先
(3) 車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の２名体制とする）の人数
(4) 輸送年月日（期間）
(5) その他必要とする事項

（実施）

第３条　　乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第４条　　乙は、前条の規定により緊急輸送を実施したときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第２号）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　　乙が第２条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　　前項の運搬費用については、原則乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第１０条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（８時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。

３　　実施された緊急輸送に宿泊を伴った場合は、甲が実費を負担し、その他不測要因により要した費用については、甲、乙間で協議するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第６条　　乙は、前条の規定により甲が負担すべき費用を甲に請求するものとする。

２　　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第７条　　乙の提供した輸送車両が故障その他の事由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やか

に代替車両を確保する等の措置をとり、その緊急輸送を継続しなければならない。

２　前項の緊急輸送の中断の事由が災害の影響等の不可抗力による場合は、同項の措置に要する費用は甲が負担するものとする。

３　災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。

（災害応援活動への適用）

第８条　この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

（期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

２　前項の解消の申し出は、希望する期間満了日の１か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第１０条　この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各１通を保有する。

平成２４年４月２３日

本庄市本庄３丁目５番３号

甲　本庄市

本庄市長　吉　田　信　解

本庄市今井１１１０番地６

乙　社団法人　埼玉県トラック協会本庄・児玉郡支部

支 部 長　長　谷　川　昌　則

様式第１号（第２条関係）

平成　　年　　月　　日

社団法人 埼玉県トラック協会
本庄・児玉郡支部長　　様

本庄市長

災害時における緊急輸送業務協力要請書

「災害時における物資の輸送に関する協定書」第２条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

１　要請理由

２　輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年 月 日 （実施日）	輸　送 物資名	数　量	輸　送　先	備　考
年　　月　　日			地先から 地先まで	

３　その他

様式第２号（第４条関係）

平成　　年　　月　　日

本 庄 市 長　　様

社団法人 埼玉県トラック協会
本庄・児玉郡支部長

災害時における緊急輸送業務実施報告書

このことについて、「災害時における物資の輸送に関する協定書」第４条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１　輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年 月 日 （実施日）	輸　送 物資名	数　量	輸　送　先	備　考
年　　月　　日			地先から 地先まで	

２　その他

㉔　災害時に利用する可搬式発動発電機の賃借に関する覚書（社団法人埼玉県建設業協会児玉支部）

覚　　書

埼玉県本庄市（以下「借受者」という。）と社団法人埼玉県建設業協会児玉支部（以下「貸付者」という。）とは、災害応急工事等に関する協定に基づき、災害時等に利用する可搬式発動発電機の貸借について次のとおり締結する。

記

１　貸借物品
　可搬式発動発電機　型式　shindaiwa EGR2400－A (B)　２台

２　使用日的
　災害時等における非常用電源を確保することを目的とする。

３　貸借期間
　この貸借の有効期間は覚書締結の日から１年間とする。
　期間満了の１箇月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申し出がなされないときは、期間が満了した後においてもこの覚書を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

４　貸借料
　貸借料は無償とする。

５　維持費
　貸借物品である可搬式発動発電機の維持及び維持費（燃料及び修繕料等）については、貸付者の負担とする。

６　保管
　保管は貸付者側とし、いつでも借受者に対して可搬式発動発電機が使用可能状態で提供出来るよう維持管理につとめる。
　なお、貸付者は保管場所について毎年１回借受者に報告し、保管場所に変更があった場合は、その都度報告する。
　この貸借の締結を証するため、本覚書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、１通を保有する。

平成２４年　８月１０日

借受者　埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
　　埼玉県本庄市
　　本庄市長　吉田　信解
貸付者　埼玉県本庄市西富田３０３－１
　　（社）埼玉県建設業協会児玉支部
　　支部長　竹並　紀松

㉕　災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社カインズ）

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

本庄市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）
第２条　災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）
第３条　甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。
（１）日用品等の生活必需品
（２）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）
第４条　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。
２．甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）
第５条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。
２．乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）
第６条　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。
２．甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）
第７条　乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
２．前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第８条　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
２．甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）
第９条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２４年１０月　８　日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号

甲　埼玉県本庄市

本庄市長 吉田 信解

埼玉県本庄市東富田８８番地２

乙　株式会社カインズ

代表取締役社長 土屋 裕雅

㉖　災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人安誠福祉会　介護老人福祉施設安誠園）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

埼玉県本庄市（以下「甲」という。）と社会福祉法人安誠福祉会　介護老人福祉施設安誠園（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大規模地震、風水害及びその他の災害が発生し、要援護者に避難救護が必要となった場合に、甲が乙に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定める。

（対象者）
第２条　この協定における避難救護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所または入院していない在宅の要援護者であって、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（福祉避難所の開設）
第３条　甲は、福祉避難所を開設する必要性が生じた場合は、乙に福祉避難所開設要請書（様式第１号）により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により要請できるものとし、後日、速やかに提出するものとする。
２　乙は、甲からの要請に基づき可能な範囲内で応じるよう努めなければならない。

（対象者の移送）
第４条　甲の要請により、乙の施設内に福祉避難所を開設した場合、福祉避難所への当該対象者の移送の方法は、原則として当該対象者の家族又は、支援者が行うものとする。
２　甲は、移送時に、次の事項を記載した文書（様式第２号）を乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により通知することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
（１）当該対象者の氏名、住所、生年月日、性別、心身の状況、連絡先等
（２）その他、避難所生活を送るうえでの注意事項等

（福祉避難所の運営）
第５条　福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。
２　甲は、乙に対し必要な情報を、迅速に提供するよう努めるものとする。
３　甲は、乙が対象者を適切に介護できるように、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
４　甲は、日常生活用具、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努める。

（経費の負担）
第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（開設の期間）
第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の閉鎖）
第８条　甲は、避難所を閉鎖する場合には、その旨を文書（様式第３号）にて乙に通知するものとする。

（協定期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がないかぎり同一の内容をもって継続するものとする。
２　前項の解消の申出は、２カ月前までに相手方に文書により通知するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの１通を所持する。

平成２５年３月１日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
甲　埼玉県本庄市
本庄市長　吉　田　信　解

埼玉県本庄市小和瀬１６６６番地
乙　社会福祉法大安誠福祉会
介護老人福祉施設安誠園
施設長　岡　芹　正　美

㉗　災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人柏樹会）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

埼玉県本庄市（以下「甲」という。）と社会福祉法人柏樹会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大規模地震、風水害及びその他の災害により、要援護者に避難が必要となった場合に、乙の運営する施設内に、福祉避難所を設置運営することについて、必要な事項を定める。

（対象者）
第２条　この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所または入院していない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（福祉避難所の開設）
第３条　甲は、福祉避難所を開設する必要性が生じた場合は、文書（様式第１号）により乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
２　乙は、甲からの要請に基づき可能な範囲内で応じるよう努めなければならない。

（対象者の移送）
第４条　甲の要請により、乙の施設内に福祉避難所を開設した場合、福祉避難所への当該対象者の移送の方法は、原則として当該対象者の家族又は、支援者が行うものとする。
２　甲は、移送時に、次の事項を記載した文書（様式第２号）を乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により通知することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
（１）当該対象者の住所、氏名、生年月日、性別、心身の状況、連絡先等
（２）その他、避難所生活を送るうえでの注意事項等

（福祉避難所の運営）
第５条　福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。
２　甲は、乙に対し必要な情報を、迅速に提供するよう努める。
３　甲は、乙が対象者を適切に介護できるように、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
４　甲は、日常生活用具、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努める。

（経費の負担）
第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（開設の期間）
第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の閉鎖）
第８条　甲は、避難所を閉鎖する場合には、その旨を文書（様式第３号）にて乙に通知するものとす

る。

（協定期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がないかぎり同一の内容をもって継続するものとする。
２　前項の解消の申出は、２カ月前までに相手方に文書により通知するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの１通を所持する。

平成２５年　３月　１日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
甲　埼玉県本庄市
本庄市長　吉　田　信　解

埼玉県本庄市今井１２４５番地１
乙　社会福祉法人柏樹会
理事長　浅　見　　旭

㉘　災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人宥和）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

埼玉県本庄市（以下「甲」という。）と社会福祉法人宥和（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大規模地震、風水害及びその他の災害により、要援護者に避難が必要となった場合に、乙の運営する施設内に、福祉避難所を設置運営することについて、必要な事項を定める。

（対象者）
第２条　この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所または入院していない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（福祉避難所の開設）
第３条　甲は、福祉避難所を開設する必要性が生じた場合は、文書（様式第１号）により乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
２　乙は、甲からの要請に基づき可能な範囲内で応じるよう努めなければならない。

（対象者の移送）
第４条　甲の要請により、乙の施設内に福祉避難所を開設した場合、福祉避難所への当該対象者の移送の方法は、原則として当該対象者の家族又は、支援者が行うものとする。
２　甲は、移送時に、次の事項を記載した文書（様式第２号）を乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により通知することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
（１）当該対象者の住所、氏名、生年月日、性別、心身の状況、連絡先等
（２）その他、避難所生活を送るうえでの注意事項等

（福祉避難所の運営）
第５条　福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。
２　甲は、乙に対し必要な情報を、迅速に提供するよう努める。
３　甲は、乙が対象者を適切に介護できるように、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
４　甲は、日常生活用具、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努める。

（経費の負担）
第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（開設の期間）
第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の閉鎖）
第８条　甲は、避難所を閉鎖する場合には、その旨を文書（様式第３号）にて乙に通知するものとす

る。

（協定期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がないかぎり同一の内容をもって継続するものとする。
２　前項の解消の申出は、２カ月前までに相手方に文書により通知するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの１通を所持する。

平成２５年　３月　１日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
甲　埼玉県本庄市
本庄市長　吉　田　信　解

埼玉県本庄市北堀２０４１番地
乙　社会福祉法人宥和
理事長　高　橋　誠　一

㉙　災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人児玉福祉会）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

埼玉県本庄市（以下「甲」という。）と社会福祉法人児玉福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大規模地震、風水害及びその他の災害により、要援護者に避難が必要となった場合に、乙の運営する施設内に、福祉避難所を設置運営することについて、必要な事項を定める。

（対象者）
第２条　この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所または入院していない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（福祉避難所の開設）
第３条　甲は、福祉避難所を開設する必要性が生じた場合は、文書（様式第１号）により乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
２　乙は、甲からの要請に基づき可能な範囲内で応じるよう努めなければならない。

（対象者の移送）
第４条　甲の要請により、乙の施設内に福祉避難所を開設した場合、福祉避難所への当該対象者の移送の方法は、原則として当該対象者の家族又は、支援者が行うものとする。
２　甲は、移送時に、次の事項を記載した文書（様式第２号）を乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により通知することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
（１）当該対象者の住所、氏名、生年月日、性別、心身の状況、連絡先等
（２）その他、避難所生活を送るうえでの注意事項等

（福祉避難所の運営）
第５条　福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。
２　甲は、乙に対し必要な情報を、迅速に提供するよう努める。
３　甲は、乙が対象者を適切に介護できるように、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
４　甲は、日常生活用具、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努める。

（経費の負担）
第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（開設の期間）
第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の閉鎖）
第８条　甲は、避難所を閉鎖する場合には、その旨を文書（様式第３号）にて乙に通知するものとす

る。

（協定期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がないかぎり同一の内容をもって継続するものとする。
２　前項の解消の申出は、２カ月前までに相手方に文書により通知するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの１通を所持する。

平成２５年　３月　１日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
甲　埼玉県本庄市
本庄市長　吉　田　信　解

埼玉県本庄市児玉町金屋２７４－１
乙　社会福祉法人児玉福祉会
理事長　倉　林　昭　美

㉚　災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人武蔵野福祉会）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

埼玉県本庄市（以下「甲」という。）と社会福祉法人武蔵野福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大規模地震、風水害及びその他の災害により、要援護者に避難が必要となった場合に、乙の運営する施設内に、福祉避難所を設置運営することについて、必要な事項を定める。

（対象者）
第２条　この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所または入院していない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（福祉避難所の開設）
第３条　甲は、福祉避難所を開設する必要性が生じた場合は、文書（様式第１号）により乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
２　乙は、甲からの要請に基づき可能な範囲内で応じるよう努めなければならない。

（対象者の移送）
第４条　甲の要請により、乙の施設内に福祉避難所を開設した場合、福祉避難所への当該対象者の移送の方法は、原則として当該対象者の家族又は、支援者が行うものとする。
２　甲は、移送時に、次の事項を記載した文書（様式第２号）を乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により通知することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
（１）当該対象者の住所、氏名、生年月日、性別、心身の状況、連絡先等
（２）その他、避難所生活を送るうえでの注意事項等

（福祉避難所の運営）
第５条　福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。
２　甲は、乙に対し必要な情報を、迅速に提供するよう努める。
３　甲は、乙が対象者を適切に介護できるように、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
４　甲は、日常生活用具、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努める。

（経費の負担）
第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（開設の期間）
第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の閉鎖）
第８条　甲は、避難所を閉鎖する場合には、その旨を文書（様式第３号）にて乙に通知するものとす

る。

（協定期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がないかぎり同一の内容をもって継続するものとする。
２　前項の解消の申出は、２カ月前までに相手方に文書により通知するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの１通を所持する。

平成２５年　３月　１日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
甲　埼玉県本庄市
本庄市長　吉　田　信　解

埼玉県本庄市児玉町飯倉字上原南 166 番地
乙　社会福祉法人武蔵野福祉会
理事長　倉　林　敏　澄

㉛　災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人本庄ひまわり福祉会）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

埼玉県本庄市（以下「甲」という。）と社会福祉法人本庄ひまわり福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大規模地震、風水害及びその他の災害により、要援護者に避難が必要となった場合に、乙の運営する施設内に、福祉避難所を設置運営することについて、必要な事項を定める。

（対象者）
第２条　この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所または入院していない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（福祉避難所の開設）
第３条　甲は、福祉避難所を開設する必要性が生じた場合は、文書（様式第１号）により乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
２　乙は、甲からの要請に基づき可能な範囲内で応じるよう努めなければならない。

（対象者の移送）
第４条　甲の要請により、乙の施設内に福祉避難所を開設した場合、福祉避難所への当該対象者の移送の方法は、原則として当該対象者の家族又は、支援者が行うものとする。
２　甲は、移送時に、次の事項を記載した文書（様式第２号）を乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により通知することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
（１）当該対象者の住所、氏名、生年月日、性別、心身の状況、連絡先等
（２）その他、避難所生活を送るうえでの注意事項等

（福祉避難所の運営）
第５条　福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。
２　甲は、乙に対し必要な情報を、迅速に提供するよう努める。
３　甲は、乙が対象者を適切に介護できるように、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
４　甲は、日常生活用具、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努める。

（経費の負担）
第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（開設の期間）
第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の閉鎖）
第８条　甲は、避難所を閉鎖する場合には、その旨を文書（様式第３号）にて乙に通知するものとす

る。

（協定期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がないかぎり同一の内容をもって継続するものとする。
２　前項の解消の申出は、２カ月前までに相手方に文書により通知するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの１通を所持する。

平成２５年　４月　１日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
甲　埼玉県本庄市
本庄市長　吉　田　信　解

埼玉県本庄市今井１０３７－１
乙　社会福祉法人本庄ひまわり福祉会
理事長　中　村　　勉

㉜　災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人はなわ福祉会）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

埼玉県本庄市（以下「甲」という。）と社会福祉法人はなわ福祉会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大規模地震、風水害及びその他の災害により、要援護者に避難が必要となった場合に、乙の運営する施設内に、福祉避難所を設置運営することについて、必要な事項を定める。

（対象者）
第２条　この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所または入院していない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（福祉避難所の開設）
第３条　甲は、福祉避難所を開設する必要性が生じた場合は、文書（様式第１号）により乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
２　乙は、甲からの要請に基づき可能な範囲内で応じるよう努めなければならない。

（対象者の移送）
第４条　甲の要請により、乙の施設内に福祉避難所を開設した場合、福祉避難所への当該対象者の移送の方法は、原則として当該対象者の家族又は、支援者が行うものとする。
２　甲は、移送時に、次の事項を記載した文書（様式第２号）を乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により通知することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
（１）当該対象者の住所、氏名、生年月日、性別、心身の状況、連絡先等
（２）その他、避難所生活を送るうえでの注意事項等

（福祉避難所の運営）
第５条　福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。
２　甲は、乙に対し必要な情報を、迅速に提供するよう努める。
３　甲は、乙が対象者を適切に介護できるように、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
４　甲は、日常生活用具、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努める。
（経費の負担）
第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（開設の期間）
第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の閉鎖）
第８条　甲は、避難所を閉鎖する場合には、その旨を文書（様式第３号）にて乙に通知するものとする。

（協定期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がないかぎり同一の内容をもって継続するものとする。
２　前項の解消の申出は、２カ月前までに相手方に文書により通知するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの１通を所持する。

平成２５年　４月　１日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
甲　埼玉県本庄市
本庄市長　吉　田　信　解

埼玉県本庄市児玉町金屋１２８４－１
乙　社会福祉法人はなわ福祉会
理事長　田　島　　嶽

㉝　地震・風水害・その他の災害時における応急対策業務に関する協定書（一般社団法人埼玉県建設業協会児玉支部）

地震・風水害・その他の災害時における応急対策業務に関する協定書

埼玉県本庄市（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県建設業協会児玉支部（以下「乙」という。）は、平成２２年１２月９日に締結した「災害応急工事等に関する協定書」に基づき、地震・風水害・その他の災害が発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合の応急対策業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が管理する道路等の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て、道路等パトロール（以下「パトロール」という。）、簡易な障害物の除去及び通行規制措置（以下「応急対策業務」という。）を円滑に実施することを目的とする。

（パトロール実施者及び応急対策業務実施者）

第２条　乙は、パトロール及び応急対策業務を円滑に実施するため、あらかじめ乙の会員の担当区間又は地域を定めるものとする。ただし、災害の状況その他の理由によりやむを得ない事情が発生したときは、担当区間又は地域を変更することができるものとする。

２　乙は、前項の規定により、担当区間又は地域を決定又は変更したときは、甲に書面により報告するものとする。

（出動の要請及び手続）

第３条　甲は第１条の目的を達成するため、パトロールを実施することが必要と認めたときは、乙に出動を要請するものとする。

２　乙は、甲の要請を受けたときは、速やかにパトロールを実施するものとする。

３　乙は、災害により有線通信等が途絶し、甲との連絡が不可能なとき、又は地震等による突発的な災害が発生したときは、甲の要請がない場合であっても、自主的にパトロールを実施するものとする。

（応急対策）

第４条　乙は、パトロール実施の結果、応急対策業務の必要があると認めたときは、甲に連絡し、甲の指示により必要な対策を講ずるものとする。

２　乙は、甲の指示がない場合であっても、緊急に応急対策業務の必要があると認めたときは、自主的に必要最小限の対策を講ずるものとする。

（報告）

第５条　乙は、パトロールを実施した場合は、速やかにパトロール・被害状況等報告書（別紙）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第６条　第３条又は第４条の活動に要した経費は、甲が負担し、乙に支払うものとする。

２　経費は、甲乙が協議して定めた単価表により積算した額とする。

３　前項の単価表を変更する必要が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（経費の支払手続）

第７条　乙が第３条又は第４条の活動を実施したときは、前条により積算した経費について、甲に請

求するものとする。
２　甲は、乙の請求書を受理したときは、受理した日から起算して３０日以内に支払うものとする。

（補償）
第８条　この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（協定の期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。
２　前項の期間満了の日１月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、前項の期間が終了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

（その他）
第１０条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年　９月１８日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号

甲　埼玉県本庄市

本庄市長　吉田　信解

埼玉県本庄市西富田３０３－１

乙　一般社団法人埼玉県建設業協会児玉支部

支部長　竹並　紀松

㉞　災害時における本庄市と東京電力株式会社熊谷支社との電力復旧に関する協定書（東京電力株式会社熊谷支社）

災害時における本庄市と東京電力株式会社熊谷支社との
電力復旧に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社熊谷支社（以下「乙」という。）は、本庄市内及び近隣都県において、災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の電力復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害時における停電事故の発生に対し、いち早く電力を復旧し供給するため、甲、乙が連携して電力復旧活動に取り組むことを目的とする。

（情報の提供）
第２条　甲及び乙は、次に掲げる電力復旧に関する情報の提供に努めるものとする。
（１）乙は甲に対し、災害時における停電事故及び広範囲にわたる長時間停電が発生した場合、停電情報を提供する。
（２）甲及び乙は、双方が知り得た被災状況を共有する。
（３）甲及び乙は、停電被害が甚大と判断したときは、協議の上、乙の職員を派遣して情報を共有する。

（広報活動）
第３条　甲及び乙は、次に掲げる電力復旧に関する広報活動に努めるものとする。
（１）乙は、災害時等に可能な限り、乙の車両による広報活動を行うものとする。
（２）乙は、災害時等による停電事故及び広範囲にわたる長時間停電が発生したときは、甲に対し、防災行政無線等による広報の依頼を行うことができるものとする。
（３）甲は、甲乙協議の上、防災行政無線等を活用し、市民等に対し停電事故及び広範囲にわたる長時間停電の発生情幸鋸こついて広報を行うことができるものとする。

（市有地の確保）
第４条　甲は、乙の行う電力復旧及び供給活動に対し、甲の指定する市有地を乙が使用することを認めるものとする。
また、本庄市近隣都県において、災害が発生した場合についても乙の要請により、甲の指定する市有地の使用を認めるものとする。
なお、乙は市有地を使用する場合には、適切な安全対策を講じなければならない。

（電力復旧重要施設の設定）
第５条　甲は、災害時における本庄市内の避難所等の重要施設を定め、乙に提示するものとする。乙は、甲から提示された当該施設について、電力復旧及び供給活動に努めるものとする。

（費用負担）
第６条　この協定に基づく甲及び乙の費用は無償とする。ただし、乙が使用した市有地について、原状復帰の必要がある場合には、乙の負担により、原状復帰するものとする。

（定めない事項等）
第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議して定める

ものとする。

（附則）

第８条　この協定書の有効期限は、本協定締結日より、一年間とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年　３月２５日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
甲　埼玉県本庄市
本庄市長　吉田　信解

埼玉県熊谷市筑波１丁目１１３番地
乙　東京電力株式会社　熊谷支社
熊谷支社長　武藤　悟司

㉟　災害時における飲料水等の優先供給に関する協定（株式会社ナック）

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定

本庄市（以下「甲」という。）と株式会社ナック（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料水等の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、本庄市内に災害が発生した又は発生するおそれがあり、かつ、甲に災害対策本部が設置された場合において、乙の飲料水等の供給協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）
第２条　この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（協力の要請）
第３条　甲は、災害発生時に必要と認めるときは、乙に対し、クリクラ本庄工場在庫の飲料水等の甲が指定する場所への優先供給について、協力を要請することができる。

（要請の手続）
第４条　甲は、前条の規定により協力を要請する場合は、品目、数量、指定場所等を明示した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難い場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）
第５条　乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、積極的に協力するものとする。
ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合や、交通網の寸断等の影響により飲料水等の搬送自体が不可能な場合は、この限りではない。

（飲料水等の搬送及び受領）
第６条　乙による飲料水等の搬送が可能な場合、乙は、指定場所への搬送に協力するものとする。甲は、指定場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

（報告）
第７条　乙は、甲の要請により飲料水等を供給した場合は、その品目、数量等を納品書により報告するものとする。

（費用の負担）
第８条　甲は、乙が第３条に規定する要請を受け飲料水等の供給を行った場合、その費用を次のとおり負担するものとする。
（１）飲料水等の価格は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。
（２）原則として、運搬に要した費用については、乙が負担する。

（費用の請求及び支払い）
第９条　乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（連絡担当者等の指定）
第１０条　甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日の３ケ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

平成２６年　４月　１日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号

甲　埼玉県本庄市

本庄市長　　吉田　信解

東京都新宿区西新宿１丁目２５番１号

乙　株式会社ナック

代表取締役社長　　寺岡　豊彦

㊱　本庄市被災建築物応急危険度判定活動に関する協定書（埼玉県建築士事務所協会本庄支部）

本庄市被災建築物応急危険度判定活動に関する協定審

本庄市（以下「甲」という。）と埼玉県建築士事務所協会本庄支部（以下「乙」という。）とは、地震発生災害時における被災建築物応急危険度判定活動に関して次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、余震による倒壊等危険な被災建築物が放置され、多くの人が二次災害の危険にさらされることを防止するため、震災時の被災建築物応急危険度判定活動を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

（ネットワークの構築）

第２条　乙は、災害時における被災建築物応急危険度判定活動ができる人員を載りまとめ、連絡情報を整理した、「埼玉県建築士事務所協会本庄支部応急危険度判定士ネットワーク自以下「ネットワーク」という。）を、甲に提出するものとする。

２　乙は、毎年４月１日にネットワークを甲に提出するものとする。

３　乙は、ネットワークに変更が生じたとき、又は甲が特に求めたときは、これを臨時に提出するものとする。

（ネットワークの更新ならびに訓練）

第３条　乙は毎年、ネットワークの内容を更新し、かつ、ネットワークの伝達機能の実施訓練を行い、検証するものとする。

（協力要請）

第４条　甲は、被災建築物応急危険度判定を実施する必要があると認めたとき（埼玉県又は他の都道府県等から要請を受けた場合を含む.）は、必要に応じ乙に協力を要請する。

２　甲の要諦に対し、乙は誠意をもって協力する。

（派遣予定者の動員）

第５条　乙は、甲より要請があったときは、ネットワークにより、乙の会見より判定活動に必要な人員を動員する。

２　前項の乙が動員する人員は、甲からの要論人員を確保するよう努めるものとする。

３　乙は、被災建築物応急危険度判定活動の参加について、本人の了解を得た派遣予定者を甲の指定する日時までに報告する。

（雑則）

第６条　この協定に定めのない事項及び疑盤が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

付　則

１　この協定は、平成２６年５月１日から適用する。

２　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年とする昏ただし、期間満了の３０日前までに、甲、乙の一方からこの協定を終了させる意思を表示しないときは、期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定を更新したものとみなす。

３　この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を所持するものとする。

平成２６年　５月　１日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
本庄市
本庄市長　吉　田　信　解

埼玉県児玉郡上里町大字七本木３５６２番地４
埼玉県建築士事務所協会本庄支部
支部長　吹　井　　博

㊲　本庄市被災建築物応急危険度判定活動に関する協定書（埼玉建築士会児玉支部）

本庄市被災建築物応急危険度判定活動に関する協定書

本庄市（以下「甲」という詩　と埼玉建築士会児玉支部（以下「乙」という。）とは、地震発生災害時における被災建築物応急危険度判定活動に関して次のとおり協定する。

（目的）
第１条　この協定は、余震による倒壊等危険な被災建築物が放置され、多くの人が二次災害の危険にさらされることを防止するため、震災時の被災建築物応急危険度判定活動を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

（ネットワークの構築）
第２条　乙は、災害時における被災建築物応急危険度判定活動ができる人員を取りまとめ、連絡情報を整理した、「埼玉建築士会児玉支部応急危険度判定士ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を、甲に提出するものとする。
２　乙は、毎年４月１日にネットワークを甲に提出するものとする。
３　乙は．ネットワークに変更が生じたとき、又は甲が特に求めたときは、これを臨時に提出するものとする。

（ネットワークの更新ならびに訓練）
第３条　乙は毎年、ネットワークの内容を更新し、かつ、ネットワークの伝達機能の実施訓練を行い、検証するものとする。

（協力要論）
第４条　甲は、被災建築物応急危険度判定を実施する必要があると認めたとき（埼玉県又は他の都道府県等から要請を受けた場合を含む。）は、必要に応じ乙に協力を要請する。
２　甲の要請に対し、乙は誠意をもって協力する。

（派遣予定者の動員）
第５条　乙は、甲より要請があったときは，ネットワークにより、乙の会員より判定活動に必要な人員を動員する。
２　前項の乙が動員する人員は、甲からの要請人員を確保するよう努めるものとする。
３　乙は、被災建築物応急危険度判定活動の参加について、本人の了解を得た派遣予定者を甲の指定する日時までに報告する。

（雑則）
第６条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度軌乙協議して定めるものとする。

付　則
１　この協定は、平成２６年５月１日から適用する。
２　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年とする。ただし、期間満了の３０日前までに、甲、乙の一方からこの協定を終了させる意思を表示しないときは、期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定を更新したものとみなす。
３　この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその１通を所持するものとする。

平成２６年　５月　１日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
本庄市
本庄市長　吉　田　信　解

埼玉県本庄市児玉町八幡山３８９番地
埼玉建築士会児玉支部
支部長　　滝　澤　博　史

㊳　除雪等業務に関する確認書（本庄市管工事業協同組合）

除雪等業務に関する確認書

本庄市（以下「甲」という。）と本庄市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、平成２１年８月２４日付けで締結した水道施設災害応急工事等に関する協定書（以下「協定」という。）第９条に基づき、協定第２条第１項第２号のその他甲が必要と認める応急措置の一環として、除雪が必要な降雪が発生した場合の作業等（以下「除雪等業務」という。）に関し、次のとおり確認する。

１．適用範囲等

この確認書は、本庄市内における甲が管理する公共施設等に適用し、その機能の確保、回復その他の保全のため、除雪等業務を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

２．活動等

甲は、除雪等業務を実施する必要があると認めるときは、乙（乙の組合員含む。以下、３、４及び５において同じ。）に対し協力を要請し、乙は、協力要請を受けたときは、可能な限り速やかに除雪等業務に必要な人員、機械等を確保し、甲が実施する除雪等業務に協力する。

３．報告

乙は、除雪等業務が完了したときは、遅滞なくその結果を甲に報告する。

４．費用負担

甲の要請により、乙が除雪等業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとし、費用、支払方法等について準、甲乙協議の上決定する。

５．その他

この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

この確認書締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名捺印して各自１通を保管する。

平成２７年　２月１０日

甲　埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
本庄市
本庄市長　　吉　田　　信　解

乙　埼玉県本庄市千代田３丁目２番１１号
本庄市管工事業協同組合
理事長　　長　沼　　章

㊴　特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株式会社）

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

本庄市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条　本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。その後の改正を含む。）第２条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第３条　特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

２　特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

３　本条第１項及び第２項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙１に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

２　甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第５条　乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

２　前項の設置に係る費用については、第４条及び第５条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

（利用の開始）

第７条　特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。
ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

（利用者の誘導）
第８条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）
第９条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。
ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）
第 10 条　乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

（定期試験の実施）
第 11 条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙２に定める接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）
第 12 条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（目的外利用の禁止）
第 13 条　甲は、第７条に規定する利用の開始及び第１１条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
２　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（機密保持）
第 14 条　甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

（協議事項）
第 15 条　本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため，本書２通を作成し，甲乙記名押印のうえ，各自がその１通を保有する。

平成２７年　２月１０日

甲　埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
本庄市
本庄市長
吉　田　　信　解　　印

乙　埼玉県さいたま市浦和区常盤５丁目８番１７号
東日本電信電話株式会社
取締役　埼玉事業部長
笠　井　　澄　人　　印

㊵　災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人本庄市児玉郡医師会）

災害時の医療救護活動に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と一般社団法人本庄市児玉郡医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、本庄市地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て医療救護活動を行うため必要な事項を定める。

（災害医療コーディネーターの派遣）
第２条　甲は、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、本庄市地域防災計画に基づき、災害医療に関する総合調整等を実施するため、乙に対し、災害医療コーディネーターの派遣を要請するものとし、乙は、乙の会員のうちから、甲に対し、災害医療コーディネーターを派遣するものとする。
２　災害医療コーディネーターの業務は次のとおりとする。
（１）医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整
（２）市災害対策本部と乙との連絡調整
（３）市災害対策本部への助言
（４）その他医療救護に関すること

（医療救護班の派遣）
第３条　甲は、乙に対し、災害医療コーディネーターを通じて、医療救護班を構成する医師及び看護師（以下「医師等」という。）の派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けた場合は、医師等を甲の指定する場所に派遣するものとする。
３　医療救護班の医師等以外の構成員については、甲及び乙が協力して確保するものとする。

（医療救護班の業務）
第４条　医療救護班の業務は次のとおりとする。
（１）救護所における傷病者に対する応急処置その他の必要な医療の提供
（２）トリアージの実施
（３）必要に応じ避難所の巡回
（４）その他必要な措置

（医療救護班の輸送）
第５条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置を講じるものとする。

（救護所及びトリアージポストの設置）
第６条　救護所は、甲乙協議のうえ安全かつ適切な場所に甲が設置する。
２　トリアージポストは、甲乙協議のうえ安全かつ適切な場所に必要に応じて甲が設置する。

（後方医療機関の選定）
第７条　傷病者の後方医療機関の選定は、甲乙協議のうえ決定し、円滑に行う。

（医薬品等の確保及び輸送）
第８条　乙所属の医療救護班は、原則として甲が確保する医薬品等を使用するものとする。
２　備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。
３　救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。
４　必要に応じ医療救護班は医薬品等を携行する。

（医療費）
第９条　救護所における医療費は、無料とする。
２　後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）
第１０条　第３条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
（１）医療救護班の出動に要した費用
（２）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（災害補償）
第１１条　第３条の規定に基づき、乙が派遣した医療救護班の構成員が、医療救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は医療救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害がある状態となった場合の補償は、市町村消防団員等公務災害補償条例（平成１８年埼玉県市町村総合事務組合条例第２８号）によるものとする。

（訓練）
第１２条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

（応援協力）
第１３条　甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に医療救護班を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力する。
２　前項の規定により乙が県外を含む他市町村で医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別の定めがない限りはこの協定を準用する。

（細則）
第１４条　この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、別に定める。

（協議）
第１５条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（旧協定の終了）
第１６条　この協定の締結にともない、甲及び乙が平成１２年７月２４日に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」は、合意解除する。

（有効期間）
第１７条　本協定書の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の１月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときには、有効期間満

了の日から起算して１年間この協定は延長される。以降も同様とする。

この協定の成立を証するため本協定書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

平成　２８　年1月　２７　日

甲　　本庄市

本庄市長

吉田　信解

乙　　一般社団法人　本庄市児玉郡医師会

会長

高橋　茂雄

㊶　災害時における家屋被害認定調査に関する協定書（埼玉土地家屋調査士会）

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、本庄市内における地震、風水害その他の災害発生時（以下「災害時」という。）における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、甲の市内における災害時に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、円滑な支援協力が実施できることを目的とする。

（支援協力の内容）
第２条　甲は乙に対し、次の事項について支援協力を要請することができる。
（１）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成１３年６月２８日府政防第５１８号）に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。
（２）甲が発行したり災証明について、市民からの相談に関すること。

（支援協力要請の方法）
第３条　甲は乙に対し、前条に定める支援協力を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地及び当該宅名称等、必要事項を記載した被害認定調査要請書（別紙様式１）をもって行うものとする。
ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

（支援協力の実施）
第４条　前条の規定により甲から支援要請を受けた乙は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式２）を提出するとともに速やかに認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（費用の負担）
第５条　甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。
２　乙が、甲の要請により認定調査に要した経費や資材の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（守秘義務）
第６条　乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）
第７条　乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了の３０日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申出をしないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後についても同様とする。

（協議事項）
第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成 ２８年 ２月 ３日

本庄市本庄３丁目５番３号
甲　本庄市
本庄市長
吉　田　信　解

さいたま市浦和区高砂４丁目１４番１号
乙　埼玉土地家屋調査士会
会　　長
佐　藤　忠　治

㊷　災害時における本庄市と本庄市内郵便局の協力に関する協定書（本庄市内郵便局）

災害時における本庄市と本庄市内郵便局の協力に関する協定書

本庄市（以下「甲」という。）と本庄市内郵便局（以下「乙」という。）は、本庄市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第１条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める被害をいう。

２　本庄市内郵便局とは、次表に掲げる郵便局をいう。

名称	所在地
本庄郵便局	本庄市本庄１丁目２番２号
児玉郵便局	本庄市児玉町児玉３３０番地７
本庄仲町郵便局	本庄市中央１丁目８番２号
本庄小島郵便局	本庄市小島１丁目１２番１５号
本庄七軒町郵便局	本庄市駅南１丁目４番１１号
本庄東富田郵便局	本庄市緑３丁目１番６号
藤田郵便局	本庄市牧西４５２番地５
太駄郵便局	本庄市児玉町太駄９１６番地１

（協力要請）

第２条 甲及び乙は、本庄市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1)　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2)　株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱事項

(3)　緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(4)　甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難者リスト等の相互の提供

(5)　乙が郵便物の配達等の業務中に発見した市内被災状況の甲への情報提供

(6)　避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（避難者情報の確認シート（郵便配達届）等の配布・回収に関する事項）

(7)　郵便局ネットワークを活用した広報活動

(8)　前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第３条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）
第４条 第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。
２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）
第５条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）
第６条 郵便局は、本庄市内又は各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）
第７条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）
第８条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　本庄市　市民生活部長又は危機管理課長
乙　本庄市内郵便局　本庄市内郵便局代表　本庄仲町郵便局長

（協議）
第９条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（旧協定の終了）
第 10 条　この協定の締結にともない、甲及び乙が平成９年１０月１日に締結した「災害時における本庄市と本庄郵便局の協定に関する覚書」及び平成１２年８月７日に締結した「災害時における相互協力に関する覚書」は、合意解除する。

（有効期間）
第 11 条 この協定の有効期間は、締結日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに１年間この協定は更新されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年１０月２５日

甲　本庄市本庄３丁目５番３号
本庄市
本　庄　市　長　　吉　田　信　解

乙　本庄市中央１丁目８番２号
本庄市内郵便局代表
日本郵便株式会社
本庄仲町郵便局長　　戸　谷　　満

㊸　地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書（東日本旅客鉄道株式会社高崎支社本庄駅）

地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

本庄市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社高崎支社本庄駅（以下「乙」という。）は、地震等の災害時における帰宅困難者の対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、地震等の災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者の対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　本覚書において、「地震等の災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震等の災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することが出来ない人をいう。

（安全の確保）

第３条　甲及び乙は人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第４条　甲及び乙は、地震等の災害が発生した際に以下のとおり対応するものとする。

（１）乙は甲が指定する避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図（別紙１）の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。

（２）甲は、前号に定める避難場所にて帰宅困難者の収容が出来ない場合、新たに一時滞在施設を指定し、乙へ通告するものとする。

（３）乙は前号の措置を取るとともに駅構内の安全確認を行うこととする。また、甲財産の自由通路（以下「自由通路」という。）については、甲があらかじめ了承した安全点検のためのチェックシート（別紙２）に基づき、乙が安全確認を行うものとする。

（４）前号の安全確認の結果、駅構内及び自由通路（以下「駅施設」という。）を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れ

るものとする。

（５）駅施設で受け入れられない帰宅困難者については、甲の指定する避難場所又は一時滞在施設（以下「避難施設」という。）の準備が整い次第、乙は、避難施設へ案内することができるものとする。

２　甲が指定する避難施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を確保するものとする。

３　第１項第３号に基づく帰宅困難者の受け入れ中に生じた事象については、駅構内で生じたものについては乙、自由通路で生じたものについては甲が責任を負うものとする。

（情報共有）

第５条　甲及び乙は、地震等の災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努めるものとする。

２　甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けた場合は、警察署及び消防本部等との情報の共有化に

努めるものとする。
３　乙は、列車等の運転再開状況等、その他必要な情報を甲に提供するものとする。
４　甲は、甲が指定する避難施設の開設状況等、その他必要な情報を乙に提供をするものとする。
５　甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が一部解消されるまで、随時相互に連絡をするものとする。

（トイレ・公衆電話の提供）
第６条　　乙は、安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者等が駅内のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

（平常時からの備え）
第７条　甲及び乙は、地震等の災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定（別紙３）するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。
２　甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度通知するものとする。
３　甲は、別紙で指定する避難場所に変更があった場合は、乙に通知するものとする。
４　甲及び乙は、地震等の災害時における円滑な協力体制が図られるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（協議）
第８条　　本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第９条　本覚書の有効期間は、締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、甲、乙いずれかが覚書の解除又は変更の申出をしないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後についても同様とするものとする。

以上、本覚書の締結を証するため、本覚書２通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年１１月２日

甲　住所　埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
氏名　埼玉県本庄市
本庄市長
吉　田　信　解

乙　住所　埼玉県本庄市銀座３丁目６番１９号
東日本旅客鉄道株式会社　高崎支社
氏名　本庄駅
駅　長
松　本　重　雄

㊹　地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書（東日本旅客鉄道株式会社高崎支社本庄早稲田駅）

地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

本庄市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社高崎支社本庄早稲田駅（以下「乙」という。）は、地震等の災害時における帰宅困難者の対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、地震等の災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者の対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　本覚書において、「地震等の災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震等の災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することが出来ない人をいう。

（安全の確保）

第３条　甲及び乙は人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第４条　甲及び乙は、地震等の災害が発生した際に以下のとおり対応するものとする。

（１）乙は甲が指定する避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図（別紙１）の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。

（２）甲は、前号に定める避難場所にて帰宅困難者の収容が出来ない場合、新たに一時滞在施設を指定し、乙へ通告するものとする。

（３）乙は前号の措置を取るとともに駅構内の安全確認を行うこととする。また、甲財産の自由通路（以下「自由通路」という。）については、甲があらかじめ了承した安全点検のためのチェックシート（別紙２）に基づき、乙が安全確認を行うものとする。

（４）前号の安全確認の結果、駅構内及び自由通路（以下「駅施設」という。）を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。

（５）駅施設で受け入れられない帰宅困難者については、甲の指定する避難場所又は一時滞在施設（以下「避難施設」という。）の準備が整い次第、乙は、避難施設へ案内することができるものとする。

２　甲が指定する避難施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を確保するものとする。

３　第１項第３号に基づく帰宅困難者の受け入れ中に生じた事象については、駅構内で生じたものについては乙、自由通路で生じたものについては甲が責任を負うものとする。

（情報共有）

第５条　甲及び乙は、地震等の災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努めるものとする。

２　甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けた場合は、警察署及び消防本部等との情報の共有化に

努めるものとする。
３　乙は、列車等の運転再開状況等、その他必要な情報を甲に提供するものとする。
４　甲は、甲が指定する避難施設の開設状況等、その他必要な情報を乙に提供をするものとする。
５　甲及び乙は、乙が運行する交通の一部途絶が解消されるまで、随時相互に連絡をするものとする。

（トイレ・公衆電話の提供）
第６条　　乙は、安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者等が駅内のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

（平常時からの備え）
第７条　　甲及び乙は、地震等の災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定（別紙３）するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。
２　甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度通知するものとする。
３　甲は、別紙で指定する避難場所に変更があった場合は、乙に通知するものとする。
４　甲及び乙は、地震等の災害時における円滑な協力体制が図られるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（協議）
第８条　　本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第９条　　本覚書の有効期間は、締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、甲、乙いずれかが覚書の解除又は変更の申出をしないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後についても同様とするものとする。

以上、本覚書の締結を証するため、本覚書２通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年１１月２日

甲　住所　埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
氏名　埼玉県本庄市
本庄市長
吉　田　信　解

乙　住所　埼玉県本庄市早稲田の杜１丁目１番１号
東日本旅客鉄道株式会社　高崎支社
氏名　本庄早稲田駅
駅　長
丸　山　日　出　子

㊺　地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書（東日本旅客鉄道株式会社高崎支社児玉駅）

地震等の災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

本庄市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社高崎支社児玉駅（以下「乙」という。）は、地震等の災害時における帰宅困難者の対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、地震等の災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者の対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　本覚書において、「地震等の災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震等の災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することが出来ない人をいう。

（安全の確保）

第３条　甲及び乙は人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第４条　甲及び乙は、地震等の災害が発生した際に以下のとおり対応するものとする。

（１）乙は甲が指定する避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図（別紙１）の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。

（２）甲は、前号に定める避難場所にて帰宅困難者の収容が出来ない場合、新たに一時滞在施設を指定し、乙へ通告するものとする。

（３）乙は駅構内の安全確認を行うこととともに、乙があらかじめ定めた安全点検方法によりチェックを行い、安全確認を行うものとする。

（４）乙は、前号の安全確認の結果、駅構内を一時滞在場所として使用できると乙が判断した場合は、甲に口頭又は電話等により連絡し、帰宅困難者を受け入れるものとする。

（５）駅施設で受け入れられない帰宅困難者については、甲の指定する避難場所又は一時滞在施設（以下「避難施設」という。）の準備が整い次第、乙は、避難施設へ案内することができるものとする。

２　甲が指定する避難施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を確保するものとする。

（情報共有）

第５条　甲及び乙は、地震等の災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有に努めるものとする。

２　甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けた場合は、警察署及び消防本部等との情報の共有化に努めるものとする。

３　乙は、列車等の運転再開状況等、その他必要な情報を甲に提供するものとする。

４　甲は、甲が指定する避難施設の開設状況等、その他必要な情報を乙に提供をするものとする。

５　甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が一部解消されるまで、随時相互に連絡をするものとする。

（平常時からの備え）

第６条　　甲及び乙は、地震等の災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定（別紙２）するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

２　甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度通知するものとする。

３　甲は、別紙で指定する避難場所に変更があった場合は、乙に通知するものとする。

４　甲及び乙は、地震等の災害時における円滑な協力体制が図られるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（協議）

第７条　　本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第８条　　本覚書の有効期間は、締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、甲、乙いずれかが覚書の解除又は変更の申出をしないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後についても同様とするものとする。

以上、本覚書の締結を証するため、本覚書２通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２８年１１月２日

甲　住所　埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号

氏名　埼玉県本庄市
本庄市長
吉　田　信　解

乙　住所　群馬県高崎市八島町２２２番地
東日本旅客鉄道株式会社　高崎支社

氏名　高崎駅
駅　長
三　井　田　正

㊻　災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法入明正会）

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

埼玉県本庄市（以下「甲」という。）と　社会福祉法入明正会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、大規模地震、風水害及びその他の災害により、要援護者に避難が必要となった場合に、乙の運営する施設内に、福祉避難所を設置運営することについて、必要な事項を定める。

（対象者）
第２条　この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所または入院していない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（福祉避難所の開設）
第３条　甲は、福祉避難所を開設する必要性が生じた場合は、文書（様式第１号）により乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
２　乙は、甲からの要請に基づき可能な範囲内で応じるよう努めなければならない。

（対象者の移送）
第４条　甲の要請により、乙の施設内に福祉避難所を開設した場合、福祉避難所への当該対象者の移送の方法は、原則として当該対象者の家族又は、支援者が行うものとする。
２　甲は、移送時に、次の事項を記載した文書（様式第２号）を乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、乙に対して口頭等により通知することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。
（１）当該対象者の住所、氏名、生年月日、性別、心身の状況、連絡先等
（２）その他、避難所生活を送るうえでの注意事項等

（福祉避難所の運営）
第５条　福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。
２　甲は、乙に対し必要な情報を、迅速に提供するよう努める。
３　甲は、乙が対象者を適切に介護できるように、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
４　甲は、日常生活用具、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努める。

（経費の負担）
第６条　福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（開設の期間）
第７条　福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（避難所の閉鎖）
第８条　甲は、避難所を閉鎖する場合には、その旨を文書（様式第３号）にて乙に通知するものとす

る。

（協定期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がないかぎり同一の内容をもって継続するものとする。
２　前項の解消の申出は、２カ月前までに相手方に文書により通知するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの１通を所持する。

平成２９年 １２月　７日

埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
甲　埼玉県本庄市
本庄市長　吉　田　信　解

埼玉県児玉郡上里町大字金久保７７７番地
乙　社会福祉法人　明正会
理事長　設　楽　敬　三

13. 様式

① 被害情報の報告様式

様式第１号

発　　生　　速　　報

市町村

日　　時　　分受信	発信者		受信者	

1　被害発生	
2　被害場所	
3　被害程度	
4　災害に対する措　　置	
5　その他必要事　　項	

様式第２号

経　過　速　報

市町村

発信者		受信者	

災害の種別		発生地域	
被害日時	自　　月　　日　　至　　月　　日		
報告区分			

区分			被害	区分				被害
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流出・埋没	ha
	行方不明者		人				冠水	ha
	負傷者	重傷	人			畑	流出・埋没	ha
		軽傷	人				冠水	ha
					道路被害		決壊	箇所
住家被害	全壊（焼）（流失）		棟				冠水	箇所
			世帯		その他被害		文教施設	箇所
			人				病院	箇所
	半壊（焼）		棟				橋りょう	箇所
			世帯				河川	箇所
			人				砂防	箇所
	一部破損		棟				清掃施設	箇所
			世帯				崖くずれ	箇所
			人				鉄道不通	箇所
	床上浸水		棟				被害船舶	隻
			世帯				水道	戸
			人				電話	回線
	床下浸水		棟				電気	戸
			世帯				ガス	戸
			人				ﾌﾞﾛｯｸ塀等	箇所
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟		り災世帯数			世帯
		半壊(焼)	棟		り災者数			人
	その他	全壊(焼)	棟		火災発生	建物		件
						危険物		件
		半壊(焼)	棟			その他		件

災害に対してとられた措置

（１）災害対策本部の設置状況

（２）市（町村）のとった主な応急措置の状況

（３）応援要請又は職員派遣の状況

（４）災害救助法適用の状況

（５）避難命令・勧告の状況

市町村数　　地区数

人　　員　　人

（６）消防機関の活動状況

ア　出動人員　　消防職員　　名

消防団員　　名

イ　主な活動状況（使用した機材を含む）

様式第３号　　（１／２）

被　害　状　況　調

市町村

災害の種別		発生地域	
被害日時	自　　月　　日　　至　　月　　日		
報告区分	確　定		

区分				被害	区分				被害
人的被害	死者		人		田畑被害	田	流出・埋没	ha	
	行方不明者		人				冠水	ha	
	負傷者	重傷	人			畑	流出・埋没	ha	
		軽傷	人				冠水	ha	
					道路被害		決壊	箇所	
住家被害	全壊		棟				冠水	箇所	
			世帯		その他被害	文教施設		箇所	
			人			病院		箇所	
	半壊		棟			橋りょう		箇所	
			世帯			河川		箇所	
			人			砂防		箇所	
	一部破損		棟			清掃施設		箇所	
			世帯			崖くずれ		箇所	
			人			鉄道不通		箇所	
	床上浸水		棟			被害船舶		隻	
			世帯			水道		戸	
			人			電話		回線	
	床下浸水		棟			電気		戸	
			世帯			ガス		戸	
			人			ﾌﾞﾛｯｸ塀等		箇所	
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟		り災世帯数			世帯	
		半壊(焼)	棟		り災者数			人	
	その他	全壊(焼)	棟		火災発生	建物		件	
						危険物		件	
		半壊(焼)	棟			その他		件	

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>被　　害</th><td rowspan="6">市町村災害対策本部</td><td>名　称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="2">設　置</td><td colspan="2" rowspan="2">月　　日　　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="2">解　散</td><td colspan="2" rowspan="2">月　　日　　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td><td rowspan="5">災害対策本部設置市町村数</td><td colspan="3" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">その他</td><td>農産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3">計　　団体</td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="2">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">計　　団体</td></tr>
<tr><td></td><td>その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">1　災害発生場所
2　災害発生年月日
3　災害の種類概況
4　消防機関の活動状況
5　その他（避難の勧告・指示等の状況）</td></tr>
</table>

② 災害救助被災者調査原票

災害救助被災者調査原票

調査番号

世帯主氏名		住所		調査者氏名	
被害程度	全焼　%、全壊　%、流失　%、半焼　%、半壊　%、床上浸水　cm、床下浸水				

応急救助を必要とする家族状況	氏　名	性別	年齢	職　業	在学校名及び学年別	死亡	行方不明	負傷 重傷	負傷 軽傷	要助産
		男 女								
		男 女								
		男 女								
		男 女								
		男 女								
		男 女								
		男 女								
		男 女								
		男 女								
		男 女								
		男 女								
	計	人			小学生　人 中学生　人	人	人	人	人	人

半壊、床上浸水世帯の土砂流入状況	有　無	面積　㎡　高さ　cm

住家及び非住家の棟数及び所有別	住家　棟	自家　借家	非住家　棟	住民登録状況	有　無

避難先	縁故先、所有地等		避難場所、所在地、名称等	
備　考				

記載上の注意

1　この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、世帯人員及び小、中学校児童、生徒の有無については留意すること。

2　被害程度の判定基準は下記によること。

イ　全壊、全焼、流失とは、延焼面積７０％以上が損壊、焼失、流失したものまたは、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の５０％以上に達したもの。

ロ　住家の半壊、半焼とは、延焼面積２０％以上７０％未満の損壊、損傷のものまたは主要構造部の被害額が、その住家の時価の２０％以上５０％未満のもの。（補修しても住家として使用不能の場合は、全壊、全焼、流失に含める。）

ハ　床上浸水とは、浸水が住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等のたい積により一時的に居住できない状態となったもの。（イ、ロは除く。）

3　死亡、行方不明、負傷、要助産欄は該当欄に○印を付すること。

4　重軽傷の区分は下記によること。

イ　重傷とは、１カ月以上の治療を要する見込みのもの。

ロ　軽傷とは、１カ月未満で治療できる見込みのもの。

5　家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を用いて該当欄に記入すること。

③　救助の特例等申請様式

（１）　申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又はＦＡＸ等で行い事後すみやかに書面申請すること。

（２）　申請書の日付は、電話又はＦＡＸ等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておくこと。

（３）　救助の種類毎の特例申請は、次のとおりでその内容については、「災害救助の実務」（通称赤本）を参照すること。

（４）　前項の特例は、厚生労働大臣の承認を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請すること。

様式１

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

避難所開設期間の延長承認申請書

月　　日　　地方に発生した　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である　　日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する避難所ごとの収容人員
４　その他

様式２

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書

月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を引上げられたく、事情御賢察の上御承認下さるよう申請します。

記

１　設置戸数の引上げ数（（１）－（２））
　（１）設置戸数の総数　　戸
　（２）設置基準戸数　　戸（全壊（焼）、流失世帯　　戸×３０％）
２　設置戸数の引上げを要する具体的理由
３　全壊（焼）、流失世帯に対する住宅復旧計画
４　応急仮設住宅に収容を要する者の名簿
５　その他

様式３

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月　　日　　地方に発生した　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、応急仮設住宅の着工期間である２０日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
４　その他

様式４

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

炊出し期間の延長承認申請書

月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め炊出し期間である　　日間では炊出しを打切り自宅炊事に切換えることが極めて困難でありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する炊出所ごとの給与人員
４　その他

様式５

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

飲料水供給期間の延長承認申請書

月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である　　日間では供給を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区ごとの供給人員
４　その他

様式６

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が甚大であって、り災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認下さるよう申請します。

記

１　冬季基準を適用すべき数

被　害　別	被　害　数		季別の変更を要する数		備　　考
	世 帯 数	人　員	世 帯 数	人　員	
全　壊（焼）流　失					
半壊（焼）床上浸水					
計					

２　季別の変更を要する具体的理由
３　変更額と夏季基準額との差額概算
４　義援金品等の状況

様式７

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月　　日　　地方に発生した　　による　　害は、その被害が極めて大きく、り災者の被害状況は極めて深刻でありまして基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり限度額を引上げられたく事情御賢察のうえ御承認下さるよう申請します。

記

１　変更を要する限度額
２　変更を要する具体的理由
３　変更を要する地区ごとの世帯数
４　変更額と基準額の差額概算
５　その他

様式８

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

月　　日　　地方に発生した　　による　　害は、その被害が甚大であって、給与期間である　　日間では給与することが困難でありますので次のとおり給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区ごとの世帯数
４　その他

様式９

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

医療期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め医療期間である　　日間では医療を打切ることが困難な実情でありますので次のとおり医療期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する限度額
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数
４　その他

様式１０

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

助産期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、り災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から　　日間では、助産を打切ることが困難な実情にありますので次のとおり助産期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

様式１１

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて激甚であり、救出期間である　　日間では救出が困難な状態にありますので、次のとおり救出期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
４　その他

様式１２

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害規模が極めて大きく、り災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修理戸数のみでは、人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

１　修理戸数の引上げ数（（１）－（２））　　戸
（１）修理戸数の総数　　戸
（２）修理基準戸数　　戸（半壊（焼）世帯　　戸×３０％）
２　修理戸数の引上げを要する具体的理由
３　半壊（焼）世帯に対する応急修理計画
４　応急修理対象者名簿
５　その他

様式１３

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月　　日　　地方に発生した　　による　　害は、その被害が極めて甚大であって、応急修理期間である１ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
４　その他

様式１４

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害が極めて大きく、かつ、り災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

１　引上げを要する貸与世帯数（（１）－（２））　　世帯
（１）貸与世帯数の総数　　世帯
（２）貸与基準世帯数　　世帯（全壊（焼）、流失世帯　　戸×２５％）
２　貸与世帯の引上げを要する具体的理由
３　他の貸付金制度による貸付との関連
４　その他

様式１５

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

　　月　　日の　　による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である１ヶ月間（先般承認を得た日の延長期間）ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区ごとの世帯数
４　その他

様式１６

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

学用品給与期間の延長承認申請書

　　月　　日の　　による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書（文房具及び通学用品）の給与期間　　間では、給与が終了いたしかねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
４　その他

様式１７

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

埋葬期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害規模が極めて激甚であり、埋葬期間である　　日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
４　その他

様式１８

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

死体の捜索期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害規模が極めて激甚であり、捜索期間である　　日間では捜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり捜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長することによって捜索されるべき死体数
４　その他

様式１９

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

死体処理期間の延長承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による　　害は、その被害規模が極めて激甚であり、死体処理期間である　　日間では、死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり捜索期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

１　延長を要する期間
２　期間の延長を要する具体的理由
３　期間の延長することによって捜索されるべき死体数
４　その他

様式２０

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

　　月　　日　　地方を襲った　　による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、り災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認下さるよう申請します。

記

１　障害物除去戸数の引上げ数（（１）－（２））　　戸
（１）除去戸数の総数　　戸
（２）除去基準戸数　　戸（半壊、床上浸水世帯　　戸×１５％）
２　除去戸数の引上げを要する具体的理由
３　障害物の除去対象者名簿
４　その他

様式２１

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

障害物除去期間の延長承認申請書

月　　日　　地方を襲った　　による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく除去期間である　　日間では、除去が困難な実情にありますので、次のとおり除去期間の延長を御承認下さるよう申請します。

記

1　延長を要する期間
2　期間の延長を要する具体的理由
3　期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
4　その他

様式２２

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

輸送の特例承認申請書

月　　日発生した　　による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

1　輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
2　輸送区間又は距離
3　輸送を要する物資等の数量又は積載台数
4　輸送を実施しようとする期間
5　輸送のために必要とする経費の内容及び金額
6　輸送を要する具体的理由
7　その他

様式２３

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

輸送期間の延長承認申請書

月　　日発生した　　による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

1　延長を要する期間
2　輸送目的又は輸送物資等の品名
3　輸送区間又は距離
4　輸送物資（人員）の数量又は積載台数
5　輸送のために必要とする経費の内容及び金額
6　期間の延長を要する具体的理由
7　その他

様式２４

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

人夫の雇上げの特例承認申請書

　　月　　日発生した　　による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げをする必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

1　人夫の雇上げを要する目的又は救助の種類
2　人夫の所要人員
3　雇い上げを要する期間
4　人夫の雇い上げに要する経費
5　人夫の雇い上げを要する具体的理由
6　その他

様式２５

第　　号
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

市町村長名　　印

人夫雇上げ期間の延長承認申請書

　　月　　日発生した　　による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

1　延長を要する期間
2　人夫の雇上げの目的又は救助の種類
3　雇い上げの人員
4　使用場所
5　期間の延長を要する具体的理由
6　その他

様式２６の１

第　　号

り　災　証　明　書

世　帯　主　氏　名	年令　　年　　月　　日生 職業（　　）
住　　所	番地
り　災　の　原　因	
り　災　年　月　日	年　　月　　日　　時　　分
り　　災　　場　　所	
り災状況（該当するものに○をつけること）	死亡・行方不明・重傷・軽傷 住家・自家・借家・全壊(焼)・半壊(焼)・流失・ 床上浸水・床下浸水

世帯構成	氏　　名	続　柄	年　令	備　考　（人的被害者はその種類等記入のこと）

証明書	
	上記のとおり、り災したことを証明する。 年　　月　　日 市町村長　　印

様式２６の２

医　療　班　出　動　報　告　書　　○○医療班

班　長		班　員		編　成　出　動　状　況
資　格	氏　　名	資　格	氏　　名	

上記のとおり　　月　　日出動したので報告します。
年　　月　　日

（本隊、支、分隊、関係機関の別）
責任者　　印

本　隊
衛　生　部　長　様

様式２６の３

取　扱　患　者　台　帳　　○○医療班

年月日	住　所	氏　名	職　業	年令	性別	病名	死　体 検案数	措置概要摘要

様式２６の４

救　助　実　施　状　況　　年　　月　　日　　○○医療班

使用医療用品内訳					救助実施状況				
品名	数量	単価	金額	調達先その他	患者数	内訳			備考
						外科	内科	眼科	
計									

様式２６の５　様式２６の６

（第　　号）　　送　　付　　書

送付　　年　　月　　日		取扱者氏名　　印		一　本書は、正、副、受領者の三枚複写とし、特に数量については誤記のないよう記すこと。 二　受入の職氏名は、もれることなく記入し、引渡しの際、印を押してもらうこと。
送人職氏名　　印		受人職氏名　　印		
車両番号　　第　　号		運転手氏名　　印		
品　　名	数量	品　　名	数量	
		合　　計		
荷　　姿	個数	荷　　姿	個数	
		合　　計		

車　両　使　用　書

使用部、係名
使用責任者職氏名　　印

1　使用車両
　車両の所属
　車両番号
　運転者氏名
2　使用目的
3　使用区間及び場所
4　使用月日
　自　　月　　日　午　　時
　至　　月　　日　午　　時
5　その他

上記のとおり車両を使用しました。
年　　月　　日

様式２６の７

輸　送　費　内　訳　書					
従事会社名			会社所在地		
車両番号	第　　号		運転者氏名	印	
出庫時間	帰庫時間	出動時間	走行キロ数	請求額	備考
発地	着地	作業内容	キロ数(日数)	金額	摘要

上記のとおり従事したことを証明する。
年　月　日
使用部、係名
使用責任者職氏名　　印
様

様式２６の８

合番号	処理番号	第　号	取扱日時　平成　年　月　日午前　時　分 後 取扱者　収容所　取扱者 保管所		
災害死体処理票	被保管者			処理顛末	
	住所 氏名 性別年令	番地 (男)　(女)　推定　歳		送付月日	平成　年　月　日　火葬場 墓地
				埋火葬 月日	平成　年　月　日　火葬 埋葬
	死亡日時	平成　年　月　日			
	死亡場所 発見場所			埋葬位置	区　側　番
				遺留品 送付月日	平成　年　月　日 保管所へ送付
	保管日時	平成　年　月　日			
	遺留品	(有)　(無)		遺骨 送付月日	平成　年　月　日 保管所へ送付
	容姿	身長　尺　寸　客観			
	その他 着衣			引渡月日 受取者	平成　年　月　日 区　町　丁目　番地
	摘要			摘要	

様式２６の９

処理番号	第　号	取扱日時 取扱者	平成　年　月　日午前　時　分 後 収容所　取扱者 保管所			
災害死体遺留品処理票	被保管者		遺留品			
	住所 氏名	番地	立会者 氏名			
	整理月日	平成　年　月　日 保管所へ送付	品名	数量	品名	数量
	引渡月日 受取人	平成　年　月　日 番地 印				
	保管 替処分 月日	平成　年　月　日 保管所へ 平成　年　月　日				
	摘要		摘要			

④　緊急通行車両等様式

様式第１

緊急通行車両等確認申請書

年　　月　　日

（あて先）

埼玉県知事

住　所

申請者

氏　名　　印

下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。

記

番号順に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住　所	（　　）　　局　　番	
	氏　名		
通行日時			
通行経路		出　発　地	目　的　地
備　　考			

様式第２

備考１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分には、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第３

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号

年　　月　　日

緊急通行車両等確認証明書

埼 玉 県 知 事　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　　）　　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通 行 日 時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通 行 経 路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第４

緊急通行車両等確認申請受理簿（届出済証・標章等）

交付番号	登録番号	使用者氏名（機関名）	交付年月日	管轄支部	管轄警察署	備考

（注）用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

様式第５の１

災害応急対策用
緊急通行車両等事前届出書
平成　　年　　月　　日

（あて先）
埼玉県知事

申請者
機関等の所在地（住所）

機関等の名称

氏名　　印

電話　　（　　）
【担当係　　担当者　　】

番号表に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		災害対策基本法第５０条に規定する災害応急対策
使用者	住　所	
	氏　名	
出　発　地		

（注）この届出書は、作成の上、危機管理防災部（消防防災課）に提出してください。

様式第５の２

第　　号

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

平成　　年　　月　　日

埼　玉　県　知　事　　印

（注）１　警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。なお、災害対策本部・支部での手続きが困難な場合は、最寄りの警察署や交通検問所で手続き可能です。
２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。
３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
（１）緊急通行車両等に該当しなくなったとき
（２）緊急通行車両等が廃車となったとき
（３）その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき

（注）用紙は、日本工業規格Ａ４とする。

⑤　り災証明書

様式第３号（第３関係）

発第　　号

り　災　証　明　書

世帯主名	年令　　才　　昭和　　年　　月　　日生
住　　所	
り災の原因	
り災年月日	平成　　年　　月　　日
り災場所	
り災状況（該当するものに〇を付けること）	全壊・半壊・一部損壊 持家・借家・貸家 床上浸水・床下浸水・その他（　　）

世帯構成	氏　名	続柄	年令	備　考

証明書	
	上記のとおり、り災したことを証明する。 平成　　年　　月　　日 本庄市長　　印

本庄市地域防災計画

発　行　平成３０年（２０１８年）年３月
編　集　本庄市防災会議
事務局　本庄市市民生活部危機管理課
〒367-8501　埼玉県本庄市本庄３－５－３
ＴＥＬ　0495-25-1111

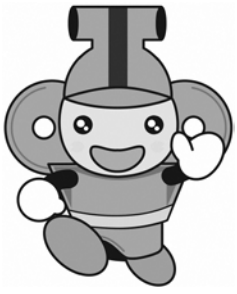

本庄市マスコット「はにぽん」